

【資料編】

第Ⅱ期基本計画のうちの未諮問基幹統計の確認に係る記述箇所の抜粋

平成26年3月25日
閣議決定

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

(前略)

また、統計委員会は、統計法第55条第3項の規定に基づき、毎年度、同法の施行状況に関する審議を通じて基本計画に関する施策の取組状況を把握し、必要に応じて関係府省に意見を提示している。第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策の更なる推進を図るため、統計法第55条第3項の規定に基づき、以下の取組を重点的に実施する。

第一に、社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。

(後略)

未諮問基幹統計の確認 に対する取組方針

平成26年10月20日
統計委員会基本計画部会

1 確認の根拠、趣旨

(1) 確認の根拠(第Ⅱ期基本計画の記述)

第4 基本計画の推進

1 施策の効果的かつ効率的な実施

(略)統計委員会は、統計法第55条第3項の規定に基づき、毎年度、同法の施行状況に関する審議を通じて基本計画に関する施策の取組状況を把握し、必要に応じて関係府省に意見を提示している。第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策の更なる推進を図るため、統計法第55条第3項の規定に基づき、以下の取組を重点的に実施する。

第一に、社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計(基幹統計調査)を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する。(以下略)

(2) 確認の趣旨

- 統計法施行状況報告に基幹統計(基幹統計調査)に係る変更・実施・公表に関する状況が盛り込まれていることを受け、この枠組みの下で未諮問基幹統計のレビューをすることにより、各府省で進めている品質保証の取組に基づく所管統計の見直し・改善に資する。統計作成府省においても所管統計の改善に向けた専門家の知見を得る機会として活用してもらいたい。

2 確認の視点

● 第Ⅱ期基本計画の記述に基づき、次の2つの視点から確認を行う。

(1) 公的統計の品質評価の要素

基幹統計における品質評価の要素に沿った見直し状況については、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」(平成22年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ、23年4月8日改定)を参考に確認

「公的統計の品質保証に関するガイドライン」別紙3 公的統計の品質評価事項 (左列が主要要素、右列が補足的要素)

ニーズ適合性

- 統計作成の必要性はあるか
- 利用者のニーズを把握するための措置を講じているか
- 把握したニーズを適切に反映しているか
- 調査事項、調査周期等の設定に合理性はあるか
- 社会経済情勢の変化等に応じた見直しを行っているか

正確性

- 統計調査の設計は、統計理論等に基づき、適切か
- 統計調査の実施が、正確かつ適切に行われているか
- 使用している統計基準や用語の定義は適当か
- 調査系統の設定は適当か

適時性

- 公表予定期日は統計の目的に照らして適当か
- 公表予定期日等ができる限り早期に公表されているか
- 公表が公表予定期日より遅れている場合、その遅れはやむを得ないものか

解釈可能性・明確性

- 対象母集団、標本設計(抽出方法、抽出率、目標精度)、結果数値の推計方法、調査事項、調査の実施方法等の説明が行われているか
- 使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いの説明が行われているか
- 作成した統計について、メタデータ、統計利用上の留意点等の説明が行われているか
- 作成した統計表から明らかになる事項、又は活用用例を示し、利用可能性を周知しているか

信頼性

- 標本設計(抽出方法、抽出率、目標精度)、結果数値の推計方法、調査の実施方法を公表しているか
- 統計作成の方法や情報源等の重要な変更を行う場合、検討過程を公表しているか
- 公表期日前に統計データを知り得る者、秘密保護のために講じている措置の内容を公表しているか
- 調査実施時及び集計時の秘密保護措置は適当か
- 調査票情報の管理は適切に行われているか
- 統計の中立性は確保されているか

整合性・比較可能性

- 使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いは妥当か
- 統計の方法や情報源等の変更を行う場合、変更内容は妥当か
- 過去の結果との断層がある場合は、その理由が妥当か

アクセス可能性

- 公表時期と利用者への周知時期(e-Stat等への掲載時期)にタイムラグがないか
- アクセス可能な情報の一覧が公開されているか
- 利用者の照会窓口を設置しているか
- 二次利用の推進を図っているか

効率性

- 同じ情報を得るために効率性を十分に検討した上で、より適切な方法により統計を作成しているか
- 他の調査票情報や行政記録情報の活用を図っているか
- 被調査者の負担に配慮しているか

2

2 確認の視点(続き)

(2) 基幹統計の法定要件

基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況については、統計法の要件を確認

(1) 統計法第2条第4項第3号の3要件を確認

- イ) 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ロ) 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ) 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

(2) 基幹統計(基幹統計調査)には、他の公的統計に比べ、より高い正確性や利便性を確保するために、公表義務、報告義務、調査、報告その他の協力を求める権限の付与など、一定の規律が定められているが、これらの規律を課すにふさわしいかを確認

(3) 特に、統計法施行時にはこれらの要件を満たしていたものの、その後の社会経済情勢の変化を踏まえてなおかつ満たしているか、改めて確認

< 第Ⅰ期基本計画における基幹統計の判断要素の例 >

- ① 国民生活に関連する重要な構造統計又は動態統計
- ② 月例経済報告で利用されている統計
- ③ 結果の利用が法令上規定されている統計
- ④ 人や物の国際的な流れを水際でとらえる統計
- ⑤ 国民経済計算や重要な加工統計の直接的な基礎データとなる統計
- ⑥ 地方公共団体においても幅広く活用できる統計
- ⑦ 国際連合で提唱されたSSDS(System of Social and Demographic Statistics)を基に総務省が整理している人口・社会統計体系に掲載されているデータの源泉となっている主要な統計
- ⑧ 経済統計に関する国際条約等により作成義務のある統計
- ⑨ 結果の利活用が調査・集計事項の一部にとどまらず、広範囲にわたっている統計

3

3 確認の対象となる統計の府省別一覧

- これまで統計委員会に諮問されたことがない(法律の変更に伴うもの又は名称変更のみに係る諮問を除く)基幹統計を対象に確認(現時点で20、以下の一覧参照)
- 確認前に諮問が行われる予定となった統計については確認の対象から除外

総務省 <ul style="list-style-type: none"> ・ 家計統計 ・ 個人企業経済統計 ・ 地方公務員給与実態統計 	厚生労働省 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口動態統計 ・ 毎月勤労統計 ・ 薬事工業生産動態統計 ・ 賃金構造基本統計 	経済産業省 <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業生産動態統計 ・ 石油製品需給動態統計 ・ 経済産業省特定業種石油等消費統計
財務省 <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人企業統計 ・ 民間給与実態統計 	農林水産省 <ul style="list-style-type: none"> ・ 牛乳乳製品統計 ・ 作物統計 ・ 海面漁業生産統計 ・ 木材統計 	国土交通省 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築着工統計 ・ 船員労働統計
文部科学省 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校保健統計 ・ 学校教員統計 		

4

4 確認の進め方

(1) 基本的な方針

- 確認は、基本計画部会で実施し、取りまとめる。
- 平成30年度については、第Ⅲ期基本計画に関する審議が見込まれることから、確認を行わないこととし、確認は26年度から29年度までの4年間に計画的に実施
- 各年度とも、基本計画の施行状況審議が終了した後、年度後半に確認
- 実施方法等については、平成26年度の取組結果を踏まえ、適宜見直しを図る。

5

4 確認の進め方(続き)

(2) 平成26年度の進め方等

<平成26年度の確認スケジュール(想定)>

時期	内容
10/20 基本計画部会	確認に対する取組方針を決定
11/17 基本計画部会	具体的な確認スケジュールを決定
12/8 基本計画部会	第1回の確認
1/29 基本計画部会	第2回の確認
2/19 基本計画部会	第3回の確認、審議結果報告書(素案)の検討
3/23 基本計画部会	審議結果報告書の取りまとめ

<各回の確認のための審議の流れ>

- 品質評価の視点や基幹統計としての要件の充足状況についても読み取れる内容の資料(概要は資料2の参考2参照)を作成し、確認のための審議の3週間前をめどに、各委員に配布
- それに対し、委員から事前に質問・意見を提出
- 事前に提出いただいた質問・意見に基づき審議

(※ 資料の作成や審議に当たっては、関係府省に対して協力を要請)

6

5 各年度に確認する統計の選定に関する基本的な考え方

- 平成26年度から29年度において確認の対象とする未諮問20統計については、以下のような基本的な考え方により、各年度の確認対象を選定。
 - 統計の利用面を勘案して、e-Statに採用されている分野に区分し、当該年度の確認が特定の分野に偏らないよう配慮
 - 周期統計調査によるものについては、調査実施年度の翌年度に確認
 - 複数の統計が該当する分野については、旧統計審議会における前回答申年月の順に確認を進めることを原則
 - 平成27年中に諮問審議等が想定される統計については、平成28年以降に確認することとし、正式に諮問が行われた段階で確認対象から除外
 - 年度ごとの統計作成府省・部局の負担や基本計画部会における審議の平準化にも配慮し、全体の確認年度を調整
- また、平成27年度以降の確認スケジュールについては、対象となる統計の諮問審議状況等を勘案し、必要に応じて変更

7

6 確認結果の取りまとめ等

- 各年度とも、前年度の統計法施行状況報告審議の一つとして、年度内に結果報告を取りまとめて公表
- 各年度の結果報告を蓄積し、必要に応じて第Ⅲ期基本計画にも反映
- 確認の過程で得られた知見は、個々の諮問審議にも活用
- 改善を求める事項が指摘された場合は、自律的な改善を図るためには一定の期間が必要であり、次年度以降の統計法施行状況審議の中で適宜フォローアップ

公的統計の品質保証に関するガイドライン

平成 22 年 3 月 31 日
改定 平成 23 年 4 月 8 日
各府省統計主管課長等会議申合せ

1 目的

「公的統計の品質」とは、正確性のみならず、利用者ニーズの適合性、公表の適時性、統計データの解釈可能性などを含む概念である。

このガイドラインは、行政機関（統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する行政機関をいう。以下「各府省」という。）における利用者ニーズに対応した公的統計の作成・提供、その品質の表示・評価・改善を通じ、公的統計の有用性及び信頼性の確保・向上を目指す「品質保証」（Quality Assurance）の活動を推進するための標準的な指針として策定するものである。

2 背景

本ガイドラインにおける公的統計の「品質保証」とは、上記の品質保証活動を計画的かつ体系的に行うことであり、製品に瑕疵があった場合に補修する、損害を補償するといった、製品保証のような概念ではない。

そもそも「品質保証」とは、1970年代から産業界や関連学会を中心に推進されてきた活動であり、①ニーズを把握し、それに適合した財・サービスを効率的に提供できるプロセスを確立する活動、②提供された財・サービスについて、ニーズに対する適合性を継続的に評価・把握し、所要の改善対策を講じる活動、③これにより、財・サービスについての信頼感・安心感を与える活動などが含まれるものである（出典：「新版 品質保証ガイドブック」（社）日本品質管理学会編）。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「基本計画」という。）における統計の品質についての考え方もこの「品質保証」と同様の考え方に立つものであり、具体的には統計ニーズの継続的な把握・活用や統計の評価を通じた見直し・効率化に向けた方策を規定し、その中で、報告者の負担軽減や統計の品質の維持・向上等に留意しつつ、公的統計の品質に関する自己評価結果や客観的な評価結果の活用を通じた公的統計の見直し・効率化を推進することとしている。

このような状況を踏まえ、各府省は、本ガイドラインを踏まえた公的統計の品質保証に積極的に取り組むことが必要となっている。

3 基本原則

(1) 公的統計の品質

公的統計の品質とは、①社会経済の実態を可能な限り正しく表す「正確性」にとどま

らず、②利用者のニーズを可能な限り満たす「ニーズ適合性」、③作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表される「適時性」など、様々な要素から構成されるものである。

本ガイドラインでは、公的統計の品質を、別紙1のとおり定義した品質要素から構成されるものと整理し、これらの要素を品質表示・評価を行う上での指標とする。この品質要素については、多くの国及び国際機関において採用されるなど、一定の普遍性を有していると考えられる要素を「主要要素」、その他品質保証を行う上で必要と考えられる要素を「補足的要素」として設定する。

(2) 公的統計の品質保証

各府省は、品質保証の取組を推進するため、下記5により、所管する公的統計に関する品質表示の充実を図るとともに、品質の自己評価を実施し、その評価結果を活用した改善に計画的に取り組むものとする。

その際、公的統計が国民の重要な情報基盤と位置付けられていることに鑑み、広く国民のニーズを踏まえることが重要であることから、品質要素のうち「ニーズ適合性」を中心的な要素とし、各品質要素間の関連性にも留意する。

なお、本ガイドラインは、公的統計の品質保証を行う際に、各府省が講ずべき措置に関する標準的な指針として定めたものであり、統計の特性等を踏まえて各府省が既に行っている、又は今後行う予定の効果的な取組を妨げるものではない。

(3) 本ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、公的統計の品質保証に関する①各府省の取組結果、②関連学会における研究成果、③国際的な取組の動向等を基に、不断の見直しを行う。

4 適用範囲

本ガイドラインを適用する公的統計の範囲は、基幹統計（法第2条第4項に規定する基幹統計をいう。）及び一般統計（法第2条第7項に規定する一般統計調査に基づき作成される統計をいう。）とする。

ただし、その重要性に鑑み、基幹統計から優先的に取り組むこととする。

また、基幹統計及び一般統計に該当しない公的統計については、本ガイドラインに準じて、可能な範囲で取り組むものとする。

5 実施方法等

(1) 実施体制

各府省は、可能な限り、客観性及び対象となる統計についての専門性の双方を担保できる体制により、公的統計の品質保証に取り組む。

(2) 品質の表示

各府省は、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成18年3月31日各府省

情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。）との整合性にも留意しつつ、別紙2に掲げる「公的統計の品質表示事項」に基づいて、所管の公的統計に関する品質表示の充実を図る。また、品質表示の内容については、定期的に見直しを行う。

（3）品質の評価

各府省は、別紙3に掲げる「公的統計の品質評価事項」に基づいて、所管の公的統計に関する品質の自己評価を計画的に実施する。

この品質評価は、個々の品質要素ごとの評価にとどまらず、要素間のトレードオフの関係にも留意しつつ、総合的な視点から行う。また、客観性及び透明性を担保する観点から、その結果概要を公表する。

総務省（政策統括官）は、当該評価結果を法第9条及び第19条に基づく承認審査に活用し、承認審査に係る各府省の負担軽減を図る。

なお、同業者評価（他府省による相互評価）及び第三者評価については、今後の検討を経た上で、導入の可否を決定する。

6 計画的な推進

各府省は、統計の品質保証を計画的に実施するため、所管する基幹統計及び一般統計について、品質保証に関する実施計画を策定し、その概要を公表するよう努める。

なお、この実施計画の計画期間は概ね5年程度が望ましいが、各府省の統計の作成に係る計画等の状況に応じて、計画期間を決定するものとする。

7 その他

（1）各府省間における情報共有・検討

本ガイドラインに基づく公的統計の品質保証に関する取組を効果的に推進するとともに、上記3-(3)に基づくガイドラインの見直しを行うため、「統計の品質評価に関するワーキンググループ」における情報共有・検討を継続する。

（2）公表期日前の統計情報の保有範囲

公表期日前に公的統計の内容が外部に漏えいした場合、公的統計全般に対する国民の信頼を失うおそれがある。

このため、各府省は、「公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続に関する指針」（平成22年5月12日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）に基づき、内規等により公表期日前の統計情報の共有範囲を定め、公表する。

公的統計の品質要素及び定義

要 素		定 義
主要要素	ニーズ適合性	<p>社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、利用者のニーズを可能な限り満たした統計が作成されていること。</p> <p>(注) 利用者とは、国、地方公共団体、研究者、エコノミスト等に加え、広く一般利用者を想定</p>
	正確性	<p>社会の様々な主体に広く有効に活用され得る情報基盤として、作成された統計が社会経済の実態を可能な限り正しく表していること。</p>
	適時性	<p>作成された統計が利用者のニーズ・作成目的に応じて適時に公表（提供）されていること。</p>
	解釈可能性・明確性	<p>利用者が統計情報を適切に理解し、有効に活用するため、必要な情報が容易に入手・利用できるように提供されていること、及び統計の作成方法（統計データの収集、処理、蓄積、公表の方法・手続）等に関する情報が公表されていること。</p>
補足的要素	信頼性	<p>統計作成過程及び統計作成機関が利用者から信頼されるよう、統計の作成方法が、専門的な見地から決定され、公表されること、及び適切な秘密保護措置が講じられること。</p>
	整合性・比較可能性	<p>関連する複数の統計を用いて分析、地域間比較、時系列比較等を行うことが可能となるように、統計に用いられる概念、定義、分類等の整合が図られていること。</p>
	アクセス可能性	<p>基本的な情報を含め、作成された統計が、利用者のニーズに応じた形で容易に入手・利用できるように提供されていること。</p>
	効率性	<p>費用、報告者負担等の観点から、最も適切な情報源・作成方法によって作成されていること。</p>

公的統計の品質表示事項

I 調査統計

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例
1 調査の概要 <事前>	(1) 調査の目的	統計調査の目的を記述。	① 法第9条又は第19条の承認事項における目的 ② 基本計画における当該統計調査の位置づけ ③ 国際的な基準及び勧告
	(2) 調査の沿革	統計調査の経緯、変遷、沿革等を記述。	① 統計調査の経緯、変遷、沿革 ② 過去に統計（調査）の改変（統廃合）を行っている場合、その統計調査の名称及び当該統計調査に関する情報（リンクでも可）
	(3) 調査の根拠法令	調査実施に係る根拠法令を記述。	① 統計法に基づく基幹統計調査か一般統計調査かの別 ② 統計法以外の根拠法令（存在する場合のみ）
	(4) 調査の対象	統計調査の対象範囲及び調査対象者数を記述。	① 調査対象の範囲 ② 報告を求める者 ③ 事業所母集団データベースの使用の有無 ④ 重複是正措置実施の有無 ⑤ 母集団情報としての行政記録情報の使用の有無（ある場合、行政記録情報の概要）
	(5) 抽出方法	標本調査における抽出方法を記述。	① 抽出方法 ② 抽出率 ③ 目標精度
	(6) 調査事項	統計調査における調査事項を記述。	① 調査事項 ② 当該調査事項を設ける目的
	(7) 調査票	調査票の画像ファイル等を添付。	① 調査令・調査規則に掲載した（あるいは調査実施者により告示した）調査票様式の画像ファイル ② 調査票の画像ファイル（見本） ③ 調査票の記入のしかた
	(8) 調査の時期	調査期日及び具体的な調査期間を記述。	① 調査期日又は期間 ② 調査票配布・回収期間
	(9) 調査の方法	統計調査の実施系統、調査手法等を記述。	① 調査の実施系統、実施の流れ ② 調査手法 ③ 調査の代替・補完として用いる行政記録情報 ④ 仕様書、入札状況及び契約事項の概要（民間事業者を経由する場合のみ） ⑤ 法第15条に基づく立入検査を行う場合に対象とする事項 ⑥ 法定受託事務の処理基準、各種事務処理要領等 ⑦ 秘密の保護のために講じている措置
	(10) (その他)	上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 公表期日前の情報共有範囲 ② 統計委員会（部会を含む）における審議の概要（リンクでも可） ③ 当該統計調査の実施に関する研究会における審議の概要（リンクでも可） ④ (1)～(9)に掲げた事項の改正を行った場合は、改正の目的及び内容

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例
2 調査の結果 ＜結果公表時＞	(1) 用語の解説	調査の結果に用いる主要の用語の定義・解説を記述。	① 用語の定義・解説
	(2) 結果の概要	調査の結果の概要を記述。	① 結果の概要
	(3) 集計・推計方法	標本調査における結果数値の推計方法を記述。	① 集計業務の実施系統（民間事業者を活用している場合、仕様書、入札状況及び契約事項の概要）
			② 推計方法
			③ 抽出集計の方法
	(4) 利用上の注意	誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき点を記述。	① 使用した統計基準
			② 季節調整情報
			③ 結果精度に関する情報（回収率、有効回答率及びその計算方法等）
④ 速報・確報間の相違に関する情報			
		⑤ 他の統計と比較する場合の注意点（定義の違い等）	
		⑦ その他の各種表章上の注意事項	
(5) 正誤情報	公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。	① 正誤情報	
(6) 統計表一覧	統計表管理システムにリンクするスプレッドシート等の一覧を掲載。	① 統計表一覧 ② 報告書掲載／非掲載の別	
(7) 利活用事例	調査結果の利活用又は利活用を予定している事例を掲載。	① 利活用事例	
(8) (その他)	上記に掲げるほか、各統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 結果の国際比較	
		② 過去の結果との比較	
		③ 委託による統計の作成等の利用可否に関する情報	
3 公表予定 ＜事前＞	遅くとも統計の公表予定を公表予定日の3か月前までを目処に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。	① 公表予定	
		② 非公表としている統計の有無に関する情報	
		③ 提供方法（媒体、配布場所、料金等）	
		④ 公表期日前の情報保有範囲（リンクでも可）	
4 Q & A ＜適時＞	統計調査に関するよくある質問を記述。	① Q & A	
5 問い合わせ先 ＜事前＞	利用者からの問い合わせを受ける連絡先の部署名、電話番号等を記述。	① 部署名 ② 電話番号	
6 (過去情報) ＜適時＞	「平成〇年△△統計調査」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。	① 過去の提供情報（リンクでも可）	
7 (その他) ＜適時＞	上記に掲げるほか、ポスター、パンフレットの画像ファイル等、各種統計調査の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 標語、ポスター、パンフレット等	
		② 研究論文	
		③ 当該統計調査について掲載のあった媒体の紹介	
		④ 外国語による情報	
		⑤ 調査票情報の保管方法（磁気媒体、電子媒体等）	

注 「共通メニュー」欄等の＜事前＞、＜結果公表時＞、＜適時＞は、表示時期について記載したものであり、＜事前＞は結果公表前の表示、＜結果公表時＞は結果公表と同時の表示、＜適時＞は表示の必要が生じた際に適時表示を意味する。

II 調査によらない統計

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例
1 統計の概要 <事前>	(1) 統計の目的	統計の目的を記述。	① 統計の目的 ② 基本計画における当該統計の位置づけ ③ 国際的な基準及び勧告
	(2) 統計の沿革	統計の経緯、変遷、沿革等を記述。	① 統計の経緯、変遷、沿革 ② 過去に統計（調査）の改変（統廃合）を行っている場合、その統計調査の名称及び当該統計調査に関する情報（リンクでも可）
	(3) 統計の作成方法	統計の作成方法を記述。	① 統計の作成方法 ② 事業所母集団データベースの使用の有無 ③ 行政記録情報の使用の有無（ある場合、行政記録情報の概要） ④ 仕様書、入札状況及び契約事項の概要（民間事業者に作成業務を委託する場合のみ）
	(4) (その他)	上記に掲げるほか、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 統計委員会（部会を含む）における審議の概要（リンクでも可） ② 当該統計の作成に関する研究会における審議の概要（リンクでも可）
2 集計結果又は推計結果 <結果公表時>	(1) 用語の解説	集計結果又は推計結果に用いる主要な用語の定義・解説を記述。	① 用語の定義・解説
	(2) 結果の概要	集計結果又は推計結果の概要を記述。	① 結果の概要
	(3) 利用上の注意	誤差の範囲等の結果精度に関する情報、他の類似の統計又は従前の結果数値との違いを生じさせる構造的な要因その他の結果数値の利用に当たって利用者が注意すべき事項を記述。	① 使用した統計基準
			② 季節調整情報
			③ 速報・確報間の相違に関する情報
			④ 作成方法の違いによる結果の特性に関する情報
			⑤ 他の統計と比較する場合の注意点（定義の違い等）
	⑥ その他の各種表章上の注意事項		
(4) 正誤情報	公表後、結果数値に修正が生じた場合に、正誤表等の正誤情報を掲載。	① 正誤情報	
(5) 統計表一覧	統計表管理システムにリンクするスプレッドシート等の一覧を掲載。	① 統計表一覧 ② 報告書掲載／非掲載の別	
(6) 利活用事例	調査結果の利活用又は利活用を予定している事例を掲載。	① 利活用事例	
(7) (その他)	上記に掲げるほか、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 結果の国際比較、過去の結果との比較	
3 公表予定 <事前>	遅くとも統計の公表予定を公表予定日の3か月前までを目処に掲載。実際の公表日まで変更の都度更新。		① 公表予定
			② 非公表としている統計の有無に関する情報
			③ 提供方法（媒体、配布場所、料金等）
			④ 公表期日前の情報保有範囲（リンクでも可）

共通メニュー	共通掲載項目	掲載内容等	具体例
4 問い合わせ先 ＜事前＞		利用者からの問い合わせを受ける連絡先の部署名、電話番号等を記述。	① 部署名
			② 電話番号
5 (過去情報) ＜適時＞		「平成〇年△△統計」等の表記により、適宜、過去の提供情報を掲載。	① 過去の提供情報
6 その他 ＜適時＞		上記に掲げるほか、ポスター、パンフレットの画像ファイル等、各統計の特性等に応じて、適宜、任意の項目を任意の位置に掲載。	① 標語、ポスター、パンフレット等
			② 研究論文
			③ 当該統計調査について掲載のあった媒体の紹介
			④ 外国語による情報

注 「共通メニュー」欄等の＜事前＞、＜結果公表時＞、＜適時＞は、表示時期について記載したものであり、＜事前＞は結果公表前の表示、＜結果公表時＞は結果公表と同時の表示、＜適時＞は表示の必要が生じた際に適時表示を意味する。

公的統計の品質評価事項

要素	観点	評価事項
ニーズ適合性	<p>○利用者のニーズを可能な限り幅広く、的確に把握し、利用者が求める統計を作成していること。 ○政策決定等に不可欠な情報としての統計を作成していること。 ○統計作成に必要な情報を過不足なく収集していること。</p>	<p>○統計作成の必要性はあるか ○利用者のニーズを把握するための措置を講じているか ○把握したニーズを適切に反映しているか ○調査事項、調査周期等の設定に合理性はあるか ○社会経済情勢の変化等に応じた見直しを行っているか</p>
正確性	<p>○統計で明らかによりとしている実態についての真の値にできる限り近い集計値となっていること。 ○標本設計（母集団情報、対象範囲、標本誤差等）や結果の推定方法が精度上適切なものになっていること。 ○標本誤差等ができる限り小さくなるような方法で統計を作成していること。</p>	<p>○統計調査の設計は、統計理論等に基づき、適切か ○統計調査の実施が、正確かつ適切に行われているか ○使用している統計基準や用語の定義は適当か ○調査系統の設定は適当か</p>
適時性	<p>○目的に応じて必要な品質を確保した上で、適時に公表（提供）されていること。 ○事前の公表予定どおりに公表されていること。</p>	<p>○公表予定日は統計の目的に照らして適当か ○公表予定日等ができる限り早期に公表されているか ○公表が公表予定日より遅れている場合、その遅れはやむを得ないものか。</p>
解釈可能性・明確性	<p>○統計の作成過程、統計情報の利用上の注意等の情報が明らかにされていること。 ○統計が誤った解釈の下に利用されることのないよう、集計値について適切な説明が行われていること。</p>	<p>○対象母集団、標本設計（抽出方法、抽出率、目標精度）、結果数値の推計方法、調査事項、調査の実施方法等の説明が行われているか ○使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いの説明が行われているか ○作成した統計について、メタデータ、統計利用上の留意点等の説明が行われているか ○作成した統計表から明らかになる事項、又は利活用例を示し、利用可能性を周知しているか</p>

要素	観点	評価事項
信頼性	<p>○統計作成過程に係る情報（統計データの収集、処理、蓄積、公表の方法・手続）が明らかにされていること。</p> <p>○統計の方法論、情報源等の主要な変更に係る情報が明らかにされていること。</p> <p>○公表前の統計へのアクセスが最小限の範囲に止まっており、その範囲及び手続が明らかにされていること。</p> <p>○秘密保護について十分な方策が講じられていること。</p>	<p>○標本設計（抽出方法、抽出率、抽出率、目標精度）、結果数値の推計方法、調査の実施方法を公表しているか</p> <p>○統計作成の方法や情報源等の重要な変更を行う場合、検討過程を公表しているか</p> <p>○公表期日前に統計データを知り得る者、秘密保持のために講じている措置の内容を公表しているか</p> <p>○調査実施時及び集計時の秘密保護措置は適切か</p> <p>○調査票情報の管理は適切に行われているか</p> <p>○統計の中立性は確保されているか</p>
整合性・比較可能性	<p>○関連する複数の統計が、共通の概念、定義、分類等に基づいて作成されていること。</p> <p>○時系列や地域間の比較が可能となっていること。</p> <p>○統計作成に係る概念、定義、範囲、分類等が統計法に基づく統計基準、国際的に使用される基準、指針又は望ましい慣行に準じていること。</p>	<p>○使用している統計基準が、統計法に基づく統計基準や国際的な基準等と異なる場合、その違いは妥当か</p> <p>○統計の方法や情報源等の変更を行う場合、変更内容は妥当か</p> <p>○過去の結果との断層断絶がある場合は、その理由が妥当か</p>
アクセス可能性	<p>○統計データの提供方法が明らかにされ、周知されていること。</p> <p>○利用者が求める提供方法により提供していること。</p> <p>○研究目的の調査票情報の二次的利用が可能となっていること。</p>	<p>○公表時期と利用者への周知時期（e-stat等への掲載時期）にタイムラグがないか</p> <p>○アクセス可能な情報の一覧が公開されているか</p> <p>○利用者の照会窓口を設置しているか</p> <p>○二次的利用の推進を図っているか</p>
効率性	<p>○自動化可能な事務的作業（例えば、データ捕捉、コーディング、確認）は、可能な限り自動化されていること。</p> <p>○行政記録を可能な限り活用して統計を作成していること。</p> <p>○報告者の負担に配慮して統計を作成していること。</p>	<p>○同じ情報を得るために効率性を十分に検討した上で、より適切な方法により統計を作成しているか</p> <p>○他の調査票情報や行政記録情報の活用を図っているか</p> <p>○被調査者の負担に配慮しているか</p>
補 足 的 要 素		

平成26～29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール

平成26年11月17日

第54回基本計画画部会決定

分野	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口・世帯	(1月)人口動態統計[厚労省] (-)			
労働・賃金	(2月)民間給与実態統計[財務省](-)	毎月勤労統計[厚労省](H4)	賃金構造基本統計[厚労省](H16)	船員労働統計[国交省](H19)
農林水産業	(2月)木材統計[農水省](H17)	海面漁業生産統計[農水省](H18.3)	牛乳乳製品統計[農水省](H18.8)	作物統計[農水省](H19)
鉱工業				薬事工業生産動態統計[厚労省](-)
商業・サービス業		石油製品需給動態統計[経産省](H13)		
企業・家計・経済	(12月)家計統計[総務省](H13.7)	法人企業統計[財務省](H19)	個人企業経済統計[総務省](H13.11)	
住宅・土地・建設			建築着工統計[国交省](S31)	
エネルギー・水			経済産業界特定業種石油等消費統計[経産省](H14)	ガス事業生産動態統計[経産省](H18)
教育・文化・スポーツ・生活				学校教員統計[文科省](-) ※3年周期(H28実施)
行財政	(1月)地方公務員給与実態統計[総務省](-) ※5年周期(H25実施)			
社会保障・衛生		学校保健統計[文科省](H17)		
所管府省	総務省2(統計局1、自治行政局1) 財務省1(国税庁) 厚労省1 農水省1	財務省1(財務総合政策研究所) 文科省1 厚労省1 農水省1 経産省1 経産省1(資源エネルギー庁)	総務省1(統計局) 厚労省1 農水省1 経産省1 国交省1	文科省1 厚労省1(医政局) 農水省1 経産省1(資源エネルギー庁) 国交省1

(注1) 統計名の後ろの[]は所管府省名、その後ろの()は統計審議会における最終答申年(同じ年の場合は月も記載)。

(注2) 平成27年度以降の確認スケジュールについては、対象となる統計の諮問審議状況を勘案し、必要に応じて変更。

基幹統計名	家計統計
実施府省・部局名	総務省 統計局 統計調査部 消費統計課

統計の目的	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供することを目的とする。
作成の方法	専ら調査員調査の方法により作成する。
統計体系の見直し、調査の沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和21(1946)年7月に現在の家計調査の前身である「消費者価格調査」が開始された。昭和28(1953)年4月には、名称が「家計調査」に改められた。 ・ 昭和37(1962)年7月には、調査対象を28都市から168市町村に、約4,200世帯から約8,000世帯に拡大するとともに、母集団地域を昭和24(1949)年4月現在の市制施行地(現在の人口5万以上の市にほぼ見合う。)から全国に拡大した。 ・ 昭和56(1981)年1月からは、収支項目分類を5大費目から10大費目に改正した。 ・ 平成11(1999)年7月からは、農林漁家世帯を調査の対象に追加した。(平成10年統審議第24号) ・ 平成13(2001)年10月に、家計調査において把握が困難な、購入頻度が少ない高額商品・サービスなどへの消費の実態を安定的に捉えることを目的として、家計消費状況調査を創設した。 ・ 平成14(2002)年1月からは、単身世帯収支調査及び貯蓄動向調査を廃止し、家計調査に統合した。
最終答申以降の見直し検討状況等	<p>平成13年7月に行われた家計調査に関する最終答申以降、経済社会情勢の変化を踏まえ、消費統計研究会など外部有識者による研究会等も開催しつつ検討を進め、以下の見直しを行った。</p> <p>《調査関係》</p> <p>○単身世帯収支調査の家計調査への統合(平成14年1月～)</p> <p>家計調査において調査していなかった単身世帯の家計収支について別調査であった「単身世帯収支調査」を家計調査に統合。 (http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/shihanki/index.htm)</p> <p>○貯蓄動向調査の家計調査への統合(平成14年1月～)</p> <p>従来は年に1回貯蓄、負債等を調査していた「貯蓄動向調査」を家計調査に統合。調査を毎月実施するとともに、公表も四半期ごとに充実化。 (http://www.stat.go.jp/data/sav/1.htm)</p> <p>《集計関係》</p> <p>○総世帯結果の公表(平成14年～)</p> <p>(http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/shihanki/index.htm)</p>

	<p>○家計消費指数の公表（平成15年5月分～、平成14年まで遡及） 家計消費の動向をより安定的に把握するため、購入頻度が少なく結果が安定しにくい高額消費部分を家計消費状況調査の結果で補完した新しい指数を公表。 (http://www.stat.go.jp/data/gousei/index10.htm)</p> <p>○「農林漁家世帯を含む」結果の主系列化（平成18年2月分～） 従来は、「農林漁家世帯を除く」結果を主系列として公表していたが、「農林漁家世帯を含む」結果の公表を早期化するとともに、主系列へと変更。 (http://www.stat.go.jp/data/kakei/notes.htm 利用上の注意の「1」参照)</p> <p>○消費水準指数の改定（平成20年1月分～） 従来は、世帯規模（人員）、1か月の日数及び物価水準の変動の影響を除去して消費水準指数を公表してきたが、人口の高齢化を受け、世帯主の年齢変化の影響も除去。 (http://www.stat.go.jp/data/kakei/point/pdf/point07.pdf) (http://www.stat.go.jp/data/kakei/longtime/#level)</p> <p>○無職世帯結果の特別集計の公表（平成20年5月～、昭和61年まで遡及） 無職世帯の割合の高まりを受け、世帯主の年齢階級別など詳細な結果を公表。 (http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001127728 平成26年9月結果、表番号3-14) (http://www.stat.go.jp/data/kakei/musyoku/index.htm)</p> <p>○季節調整法の変更（平成21年1月～） うるう年や月末の曜日など1年を周期としない要因による影響も除去するよう季節調整法を変更。 (http://www.stat.go.jp/data/kakei/point/pdf/point12.pdf)</p> <p>○「除く住居等」の消費支出額の公表（平成22年1月分～） 個人消費の動向のよりの確な把握に資するため、「住居」など4項目を除く消費支出を公表。 (http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/index.htm)</p> <p>○月次の公表冊子の結果表に無職世帯結果の掲載（平成26年1月分～） (http://www.stat.go.jp/data/kakei/sokuhou/tsuki/zuhyou/fies_t2.xls)</p> <p>以上のような取組に加え、近年の消費実態を勘案して原則5年ごとに収支項目分類を改定している。平成27年改定に向けては、パブリックコメントを実施した。</p>
調査の根拠法令	統計法（平成19年法律第53号）及び家計調査規則（昭和50年11月12日総理府令第71号）

調査の体系等	<p>家計収支に関する統計のうち、動態統計としての役割を果たしており、この他に、家計調査を補完する家計消費状況調査（月次で実施）及び構造統計である全国消費実態調査（5年ごとに実施）がある。</p> <p>これら以外に家計収支に関する詳細な統計は存在せず、代替の利かない統計調査である。</p>
調査の対象	<p>全国の世帯を調査対象としている。ただし、世帯としての収入と支出を正確に計ることが難しい一部の世帯を除外している。</p>
抽出方法	<p>地方、都市階級等により層化を行い、層化3段抽出法（第1段—市町村、第2段—調査単位区、第3段—世帯）により、約9,000の調査世帯を抽出している。</p> <p>二人以上の世帯については、同一世帯を6か月間調査し、毎月標本の6分の1を交替している。また、単身世帯については、同一世帯を3か月間調査し、毎月標本の3分の1を交替している。</p> <p>※ 調査をどうしても引き受けられない世帯の場合には、代替の世帯を抽出している。</p>
回収率 （うちオンライン回収率）	<p>平成25年における各月平均の回収率（調査世帯数に占める集計世帯数）は、以下のとおり。</p> <p>○ 二人以上の世帯： 96.4% ≪8,076世帯中7,784世帯≫</p> <p>○ 単身世帯： 93.2% ≪ 745世帯中 694世帯≫</p> <p>なお、調査方法として、オンライン調査の手法は採用していない。</p>
調査票・調査事項	<p>家計簿： 毎日の収入と支出（毎月、自計式）</p> <p>世帯票： 世帯、住居等の状況（調査開始時、他計式）</p> <p>年間収入調査票： 年間収入（1か月目後半、自計式）</p> <p>貯蓄等調査票： 貯蓄、負債の保有状況（3か月目前半、自計式）</p> <p>準調査世帯票： 世帯の各種属性等（調査をどうしても引き受けられない世帯のみ調査依頼時、他計式）</p>
調査の時期	毎月実施
調査の系統・方法	「総務大臣—都道府県知事—統計調査員（指導員）—統計調査員（調査員）—調査世帯」の系統により実施している。
公表状況	<p>インターネットなどを通じて、以下の集計体系で公表している。</p> <p>≪家計収支編≫</p> <p>○ 月次</p> <p>・二人以上の世帯（調査月の翌月末公表）</p> <p>○ 四半期ごと</p> <p>・単身世帯（調査最終月の翌々月中旬公表）</p> <p>・総世帯（単身世帯と同時公表）</p> <p>≪貯蓄・負債編≫</p> <p>○ 四半期ごとに二人以上の世帯（調査最終月の4か月後に公表）</p>

<p>使用している統計 基準・定義等の提供</p>	<p>総務省統計局ウェブサイト等に以下の内容を掲載し、統計利用上の留意点等を提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用語の解説 (http://www.stat.go.jp/data/kakei/kaisetsu.htm) ・データを探す前に (http://www.stat.go.jp/data/kakei/search/before.htm) ・利用上の注意 (http://www.stat.go.jp/data/kakei/notes.htm) ・結果を見る際のポイント (http://www.stat.go.jp/data/kakei/point/index.htm) ・結果の解説 (http://www.stat.go.jp/data/kakei/gaikyo/index.htm) ・家計ミニトピックス (http://www.stat.go.jp/data/kakei/tsushin/index.htm)
<p>推計・集計の 方法</p>	<p>二人以上の世帯の月別結果については、市町村（層）別の抽出率の逆数に比例した係数を作成し、労働力調査の世帯分布結果を基に地方別（10区分）及び世帯人員別（4区分）に世帯数の分布の補正（比推定）を行って推定している。なお、年平均は月別結果の単純平均として算出する。</p> <p>単身世帯の四半期平均結果については、時系列の安定性を重視する観点から、層別の係数を作成せず、労働力調査の世帯分布結果を基に全国一律の男女別、年齢階級別（3区分）の係数を作成して推定している。なお、年平均は、層別の抽出率の逆数に比例した係数を作成し、労働力調査の世帯分布結果を基に地方別（6区分）、男女別及び年齢階級別（3区分）に世帯数の分布の補正（比推定）を行って月別結果を推定し、それを単純平均して算出する。</p> <p>総世帯の四半期平均及び年平均結果については、二人以上の世帯の結果及び単身世帯結果の調査対象世帯数による加重平均により求めた月別結果をそれぞれ単純平均して算出する。</p>
<p>実績精度（全 国）</p>	<p>平成25年（2013年）における毎月の消費支出額（全国、二人以上の世帯）の標準誤差率は、12か月平均で約1.3%（最小値1.2%、最大値1.4%）となっている。</p>
<p>利活用事例</p>	<p>《景気判断や経済施策の実施のための基礎資料》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 月例経済報告の個人消費動向の判断 ○ 四半期別GDP速報（QE）における家計最終消費支出の算定での利用 ○ 給与所得者の必要経費や収入階級別の消費税負担の状況の試算など、各種税制の検討での利用 <p>《社会保障政策の企画・立案等における利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護基準、基礎年金額、標準生計費などの検討の基礎資料 <p>《消費者物価指数の基礎資料としての活用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者物価指数（CPI）におけるウエイトの算定での利用

	<p>《学術研究や民間の経済活動での利用》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 家計収支、消費者行動等の学術研究 ○ 特産品による観光、町おこし ○ 民間企業の戦略・商品開発や商品サービスの需要予測、生産・出店計画等
<p>二次利用等の状況</p>	<p>統計法第 32 条の利用は、平成 25 年度に 5 件（統計の作成等）。</p> <p>統計法第 33 条の利用は、平成 25 年度に第 1 号で 12 件（統計の作成等）、第 2 号で 2 件。</p> <p>また、平成 22 年度からオーダーメイド集計の提供を開始しており、平成 25 年度末までの提供件数は 2 件。</p>
<p>前回答申時の「今後の課題」の有無・内容</p>	<p>諮問第 273 号の答申「家計調査及び特定消費統計調査（仮称）の計画について」（平成 13 年統審議第 6 号）において、以下のとおり記載されている。</p> <p>3 今後の課題</p> <p>(1) 調査対象世帯の協力の確保</p> <p>家計調査及び単身世帯収支調査については、両調査とも代替標本を選定しなければならない状況が多く発生しており、依然として調査協力を得るのが難しい状況にある。調査対象世帯の協力の確保方策については、今回の家計調査の改正において、報告者負担軽減の観点から、調査項目の簡素化などを行うこととしている。また、従来から、家計調査の重要性等を説明するパンフレットを配布するなどの対応をしているが、引き続き、調査対象世帯の一層の理解、協力を得る方策について検討する必要がある。</p> <p>⇒これまでに統計調査の広報に注力（結果を引用された新聞記事をまとめた資料の作成及び実査での活用など）してきたほか、生鮮食品の重量記入用の秤をデジタル秤にするなどの変更を実施。</p> <p>(2) 家計調査における調査方法の改善</p> <p>ア 世帯内単身者の収支状況の的確な把握</p> <p>世帯全体の収支を把握するため、各世帯員の収支の状況を記入するよう調査世帯に依頼をしているが、世帯内単身者の収支状況をよりの確に把握する方策について、引き続き、検討する必要がある。</p> <p>⇒全国消費実態調査において、世帯構成員の個人的な収支の調査を実施したほか、平成 24 年から、家計調査の「記入のしかた」に世帯全体の収支の記入に関する注意喚起の文言を追加し、調査員への説明も強化。</p>

イ レシート貼付方式の採用による調査負担の軽減

レシート貼付方式について、現在までの検討において、1)補記が必要な事例が多くみられること、2)印字が薄く判読が困難な場合があること等の問題が指摘されており、すぐに採用することは難しい状況にあるものの、報告者負担軽減の観点から、引き続き、検討する必要がある。

⇒月次の調査として時間的制約がある中で、レシート内容の確認・入力に通常よりも多くの時間を要することなどから、全面的な導入は困難。今後については、情報通信技術の活用の検討と併せて引き続き検討。

ウ 情報技術を活用した調査の導入の可能性

パソコン等を利用した調査については、これにより、必ずしも調査客体すべてが調査負担の軽減を感じるものではないが、パソコン等の情報機器は今後も普及すると考えられ、パソコン等を利用した調査により記入負担が軽減したと感じる調査客体も増加していく可能性があることから、引き続き、その導入方法等について検討する必要がある。

⇒現在、オンライン調査の導入及びレシート読み取りなどの機能の実行可能性について、調査研究を実施中。オンライン化に伴う家計簿への記入精度の担保などの課題への対応について、十分な検討が必要。

(3) 単身世帯における貯蓄・負債状況の把握

単身世帯の貯蓄・負債の保有状況の把握については、単身世帯の調査協力を得るのが難しく、新しい枠組みによる調査を円滑に実施する観点から、今回の家計調査の改正では、調査を行わないこととしたものである。しかし、単身世帯の貯蓄・負債の保有状況は、世帯全体の貯蓄・負債の保有状況を把握する上で非常に重要なものであり、将来的には、新たな調査方法の導入を含め、その把握を行うことについて検討する必要がある。

⇒統計調査をめぐる環境は一層厳しさを増している中でこれ以上の負担増は困難。まずは、オンライン調査の導入などにより、単身世帯を含む調査全体の一層の円滑化を図っていくことが重要と認識。

(4) 特定消費統計調査（仮称）における調査項目の見直し

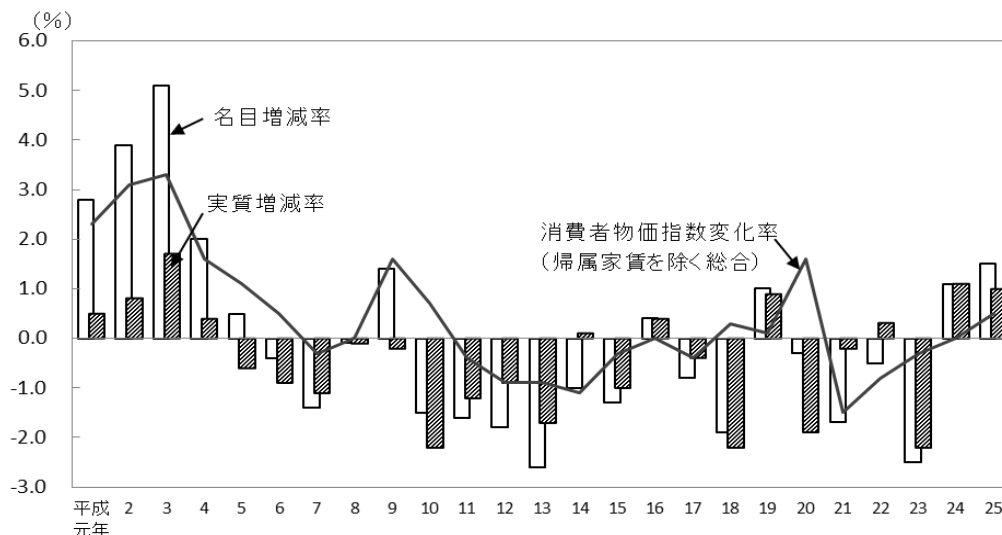
高額商品・サービスについては、新たな商品・サービスの登場、消費生活の変化等によって、今後、本調査によって把握することが必要となる新しい品目が出現したり、今回の計画で把握することとしている品目について把握の必要性が低下したりする可能性がある。これについては、今後、家計調査における新しい品目の出現の状況や本調査における調査品目の出現率の変化等を踏まえ、本調査に

おける調査品目が、常に家計調査を補完する上で適切なものとなるよう、見直しを行っていく必要がある。

⇒家計消費状況調査の調査項目については、購入頻度の変化や関係機関からの要請等を踏まえ、適宜見直しを実施。

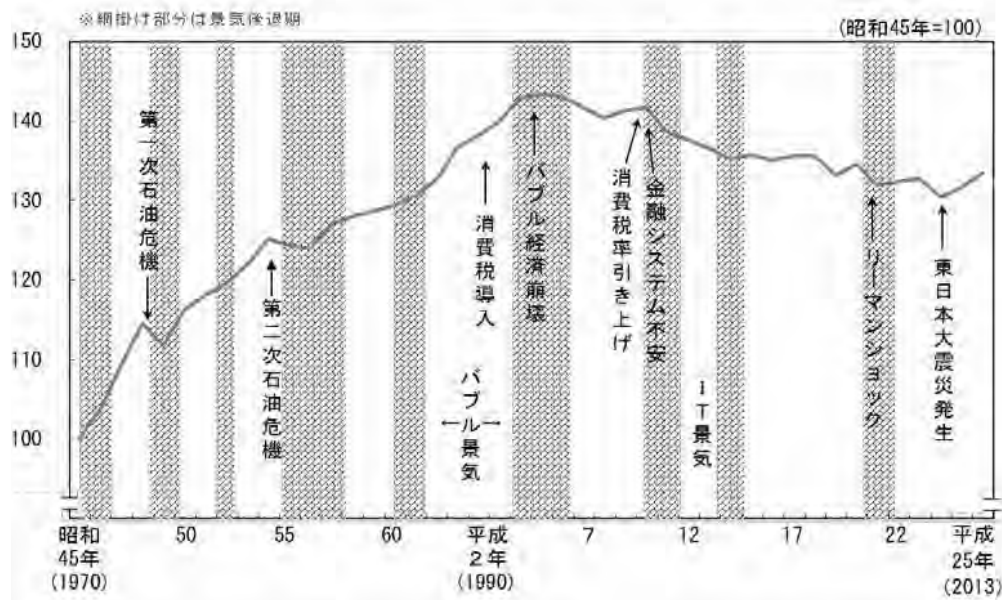
その他
(長期時系列統計からみた推移等)

消費支出の対前年増減率の推移
(二人以上の世帯・平成元年～平成25年)



※ 平成12年以前は、農林漁家世帯を除く結果による。また、平成13年以降は、農林漁家世帯を含む結果による。

消費水準指数 (二人以上の世帯・昭和45年～平成25年)



※ 消費水準指数とは、消費支出から世帯規模 (人員)、1か月の日数及び物価水準の変動の影響を除去して計算した指数。ただし、昭和56年以降については、世帯主年齢の変化の影響についても除去して計算。



秘

基幹統計調査

家計調査

家計簿

(二人以上の世帯用)

総務省統計局



平成 年 月 期分

(1期 1日～15日)
(2期 16日～月末)

●この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

農林・非農林の別	世帯区分	市町村番号	単区符号	調査世帯番号	一連世帯番号	記入開始からの月数	世帯人員	就業人員
農林漁家世帯 農林漁家世帯以外の世帯	勤労 勤労以外 無職					か月目	人	人

I

記 入 の し か た

(家計上の次の事項を記入します。)

勤労者世帯及び無職世帯のかたは

→ 「収入」・「支出」・

「前期からの繰越金」・「本日の現金残高」

無職世帯を除く勤労者以外の世帯のかたは

→ 「支出」のみ

なお、家計簿とは別に、記入開始1か月目の後半に「年間収入調査票」を、3か月目の前半に「貯蓄等調査票」を記入していただきます。

★世帯全員の収入・支出をご記入ください。

★1日1ページで書ききれないときは、次のページを使って記入してください。また、収入・支出などが全くなかった日についても、そのページに「支出なし」と記入します。(いずれも、日付及び曜日も記入します。)

<日々の収入・支出の記入のしかた>

現金収入があった場合は

..... 「I 現金収入又は現金支出」欄に記入します。

【記入例1】を参考にしてください。

- 誰のどのような種類の収入かがわかるように記入します。
- 世帯主以外の収入もすべて記入します。
- 給料、年金、恩給などの口座自動振込は、現金でもらってすぐ預貯金したと考えます。
- 預貯金を引き出したときは、現金収入として「〇〇預(貯)金引き出し」と記入します。

現金で代金や料金を支払った場合は

..... 「I 現金収入又は現金支出」欄に記入します。

【記入例2】を参考にしてください。

- 何を、誰が、何に使うか、また、品物の名前を具体的に記入します。ただし、家族が皆で消費する食料品、日用品は、品名(何を)だけ記入すれば結構です。

銀行などの口座自動振替を利用して支払った場合は

..... 「口座自動振替による支払」欄に記入します。

【記入例3】を参考にしてください。

- 1ページの「口座自動振替による支払」欄にまとめて記入します。

品物をクレジットカード、掛買い、あるいは月賦で購入した場合は

..... 「II クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄に記入します。

【記入例2】を参考にしてください。

- クレジットカードを利用して品物を入手したときには、「クレジット名」と「支払回数」を記入します。
- 掛買いは「一括払い購入」、月賦購入は「分割払い購入」とし、「支払回数」を記入します。

- 代金を支払ったとき
 - 現金で支払えば 代金を支払った日の「I 現金収入又は現金支出」欄に記入します。
 - 口座自動振替で支払えば 1ページの「口座自動振替による支払」欄に記入します。

「もらい物」をしたり、「自家産」や「自分の店の商品」を家計にまわして使った場合は

..... 「II クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄に記入します。

【記入例2】を参考にしてください。

- 品物を入手したときに、何を、どこからかがわかるように記入し、金額は市価で見積もって記入します。

電子マネー(カード型、携帯電話型など)、商品券、小切手などの扱いは

..... 【記入例2-2】を参考にしてください。

記入例 1

収入の記入のしかた

※書字による例示については、実際のご記入では色を変える必要はありません。

◎ 現金で受け取った場合の例
(勤労者世帯)

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量 単位	(4) 現金支出 (円)
1 世帯主 10月分 本給	293,200		
2 扶養手当	6,500		
3 通勤手当	15,300		
4 所得税			6,880
5 住民税			24,300
6 健康保険料			12,390
7 公的介護保険料			1,785
8 厚生年金保険料			23,025
9 雇用保険料			1,260

*給料は、税引き前の額を「現金収入」欄に、また、給与から差し引かれた額を「現金支出」欄に、それぞれ種類別に記入します。

*家族の給料についても、同じように記入します。

← *厚生年金基金などは、分けて記入します。

(現金収入の合計315,000円と現金支出の合計69,640円の差が、現金手取分245,360円になります。)

(無職世帯)

1 老齢年金(厚生年金)	255,300		
2 公的介護保険料			3,800
3 家賃収入 11月分	100,000		

← *年金はどのような種類のものか詳しく記入します。

◎ 口座自動振込した場合の例
(勤労者世帯)

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量 単位	(4) 現金支出 (円)
1 世帯主 10月分 本給	293,200		
2 扶養手当	6,500		
3 通勤手当	15,300		
4 所得税			6,880
5 住民税			24,300
6 健康保険料			12,390
7 公的介護保険料			1,785
8 厚生年金保険料			23,025
9 雇用保険料			1,260
10 給料 口座自動振込			245,360

*給料の明細を、「現金で受け取った場合の例」と同じように記入します。

← *口座自動振込額は、現金でもらってすぐ預貯金したと考えますので「現金支出」欄に記入します。

※ 給料の一部を現金で受け取り、残りを口座自動振込した場合
給料差引支給額245,360円のうち100,000円を現金で受け取ったときは、給料口座自動振込分に145,360円と記入します。

(無職世帯)

1 世帯主 老齢年金(厚生年金)	255,300		
2 公的介護保険料			3,800
3 口座自動振込			251,500

*口座自動振込は、手持ち現金に動きがなく、記入もれになりやすいので注意してください。

III

記入例 2

支出の記入のしかた

数量・単位の記入

*購入した品目の数量は、1山、1袋、1尾、1本などと記入せず400グラム、1800ミリリットル（又は、400g、1800ml）などのように量目で記入します。

各期の第1日目（1日又は16日）に、前日から繰り越した手持ち金額を記入します。

品名などの書き方

*「うどん・そば」は、ゆでたものか干したものかなどを区別して記入します。

*「魚」「肉」「野菜」「パン」などではなく、品名を具体的に記入します。

*誰が使うものかを記入します。

*何に使うためかを記入します。

*月ぎめの牛乳、新聞などは、代金を支払った日に「現金支出」欄に記入します。（日々の掛買いととはしません。）

I 現金収入又は現金支出		前期からの繰越金 (手持ち現金)	83,060 円
(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量 単位	(4) 現金支出 (円)
1 中びうどん		400 ㇿ	320
2 あじ(生)		430 ㇿ	330
3 かき(貝)		460 ㇿ	400
4 豚肉		330 ㇿ	630
5 ほうれん草		300 ㇿ	186
6 バターロール(8ㇿ入り)		280 ㇿ	200
7 靴下(世帯主)		2 足	1,050
8 ホロシャツ(長女)		1 枚	2,625
9 リンゴ(病気見舞い)		1,850 ㇿ	1,800
10 出し出前(乗客用)		4 人前	4,800
11 エアコン月賦支払初回分			26,000
12 酒屋掛買ひ支払10回分			4,500
13 牛乳代10回分(2ㇿmlㇿㇿ)		6,000 ml	2,835
14 〇〇新聞 10回分			3,925
15			
合計			49,601
		本日の現金残高	33,459 円

II クレジットカード、掛買ひ、月賦による

購入又は現物(もらい物・現物給与を含む)、自家産、自分の店の商品

- * 掛買ひで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。
- * 現物とは、よそからもらい物をしたり、贈り物から定期奉還を返済されたりした時など、また、自家産のものや自家店に取り戻り、自分の店の商品を家計にまわしたりした時をいいます。
- * それらの現物を入手した時に必ず記入します。

クレジット、掛買ひ、月賦購入

*品物を入手したとき、その都度品名、数量を記入します。

*家電製品、家具、自動車などを月賦(分割払い)で購入したときは「価格総額」を、また「支払回数」も記入します。

*一括(1回)払いの場合は、「1」一括払い購入を○で囲みます。

*クレジットカードで購入した場合は、「クレジット名」と「支払回数」を記入します。他人にあげた場合は、その旨明記します。

*バック旅行については、国内か海外かを分けて記入します。

(1) 品名及び購入方法 <small>その該当するものをのて記入してください。</small>	購入方法					(2) 数量 単位	(3) 金額 <small>(もらい物・現物給与を含む)自家産・自分の店の商品は見直し額(円)</small>
	1	2	3	4	5		
1 エアコン月賦購入6回分	1	2	3	4	5	1 台	126,000
2 背広(世帯主)〇〇カード10枚	1	2	3	4	5	1 着	42,000
3 清酒	1	2	3	4	5	1,800 ml	1,800
4 婦人靴(知人)〇〇クレジット10枚	1	2	3	4	5	1 足	10,290
5 海外バック旅行(長男)	1	2	3	4	5	1 人	159,800
6 しょう油	1	2	3	4	5	1,800 ml	570
7 みど	1	2	3	4	5	1,000 ㇿ	500

備考 { ここには、この日の記入内容で特に説明を要することや参考になることがあれば記入してください。例えば、世帯にいない人の収入や支出があった場合は、その事情を簡単に記入してください。 }

「自動車購入費」「バック旅行費」「住宅設備工事費」「婚礼費」「法事・葬儀費」「入院費」のような高額な支出は、家計簿への記入が忘れがちになります。これらへの支出があった場合も、忘れずに家計簿へ記入してください。

※青字による例示については、
実際のご記入では色を変える
必要はありません。

金額の記入

現金払い、掛買い、月賦購入を問わず、原則として品名ごとに税込みの購入金額を記入します。

2日(水曜日)

I 現金収入又は現金支出

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入(円)	(3) 数量 単位	(4) 現金支出(円)
1 普通預金引き出し	80,000		
2 送付中の長男に仕送り			90,000
3 ピア教室月謝(11歳長女)			5,000
4 空ビン代	50		
5 内職収入(専)洋服仕立	30,000		
6 花老酒(知人へ)		1,400 ml	693
7 ビール風飲料(自宅用)		1,400 ml	450
8 カマリン		30 2	4,350
9 自動車洗車・ワックス			1,890
10 とうふ		1 J	150
11 電気代 10月分		285 kWh	7,137
12 (内科診療費(専))			1,200
13 (胃薬(専))			200
14 床屋(世帯主ニカみゆら)		(1回)	3,000
15 ケーキ(世帯主ニカみゆら)		(6個)	1,575
合計	110,050		11,470
		本日の現金残高	32,039 円

* 預貯金引き出しは、「現金収入」欄に記入します。

* 誰のどのような収入かがわかるように記入します。
内職収入は、その材料費などを差し引いた正味の手取り額を記入します。

* 電気代、ガス代、家賃など毎月きまって支払うものは、特に記入もれがないように注意します。
口座自動振替の場合は1ページの「口座自動振替による支払」に記入します。

* 誰が、何科にかかったかを記入し、受診料と薬代は分けて記入します。ただし、院内処方薬代は、受診料と区別する必要はありません。

* 「こづかい」から支払った場合は、数量と現金支払金額を()書きし、その金額は「現金支出」の「合計」欄及び「本日の現金残高」欄には含めません。

II クレジットカード、掛買い、月賦による

購入又は現物(もらい物(現物給与を含む))、自家産、自分の店の商品

- * 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。
- * 現物による、よそからもらい物を受けたとき、勤め先から賞与等を受け取った場合、また、自家産のものを家計に取り入れたとき、自分の店で購入した場合は、その品名を記入します。
- * それぞれの品物を手しに記入します。

(1) 品名及び購入方法 <small>その取得するものを○で囲んでください。</small>	購入方法					(2) 数量 単位	(3) 金額 <small>もらい物(現物給与を含む)、自家産、自分の店の商品は現物(円)</small>
	1	2	3	4	5		
1 JR定期券(世帯主会社)		2	3	4	5	1 か月	5,400
2 タオルシーツ	1	2	3	4	5	1 枚	3,150
3 豆腐	1	2	3	4	5	150 8	200
4 きゅうり(知人へ)	1	2	3	4	5	2,000 8	770
5 うるち米(長男へ)	1	2	3	4	5	10 kg	4,200
6 化粧石けん(知人から)	1	2	3	4	5	6 個	1,000

もらい物、自家産、自分の店の商品

* 何を、どこから、入手したかがわかるように記入します。

* 勤め先から支給された場合

* 自分の店の商品を家計で消費した場合

* 品物の価格を市価で見積もって記入します。

備考

V

記入例 2-2

電子マネー、商品券、小切手などの扱い

電子マネーとは、現金の価値を電子式なデータに置き換えたもので、これを使って品物の購入ができます。カード型や携帯電話型のものなどがあります。

プリペイド（前払い）方式の電子マネー（カード型、携帯電話型など）、商品券、小切手などの扱い

プリペイド（前払い）方式とは…電子マネーを使って品物の購入をするために、あらかじめ、カードや携帯電話に現金をチャージ（入金・積み増し）しておく必要があるもの。チャージした金額の範囲内で品物の購入ができます。主な電子マネーとしては、Suica（スイカ）、ICOCA（イコカ）、PASMO（パスモ）、Edy（エディ）、nanaco（ナナコ）、WAON（ワオン）、おサイフケータイなどがあります。

- *カードが発行されたときに、デビット（預り金、保証金）やメンバーズカード作成料を支払った場合
- *チャージ（入金・積み増し）をしたとき
- *商品券（多用途に使えるもの）、小切手を受け取ったときは、現金収入とみなして記入しますが、その金額は（ ）書きし、「現金収入」の「合計」欄及び「本日の現金残高」欄には含めません。
- *贈り物にする予定で購入した場合は、必ず「贈答用」などと記入します。
- *電子マネーで電車やバスに乗り降りしたり品物を購入した場合や、商品券（多用途に使えるもの）、小切手で品物を購入した場合は、現金支出とみなして記入しますが、数量と支払金額は（ ）書きし、「現金支出」の「合計」欄及び「本日の現金残高」欄には含めません。

3日（木曜日）

I 現金収入又は現金支出			
(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量	(4) 現金支出 (円)
1 預り金 (スイカ)			500
2 メンバーズカード作成料 (エディ)			500
3 チャージ (スイカ)			1,000
4 チャージ (エディ)			1,000
5 商品券 (知人から)	(5,000)		
6 商品券 (自宅用)			10,000
7 商品券 (贈答用)			5,000
8 JR運賃 (スイカ)		()	220
9 コffee (エディ)		(1 杯)	120
10 子供用電子マネー (おサイフケータイ)		(1 枚)	2,500
11 プラス ()		(1 枚)	4,000
合計	0		18,000
			本日の現金残高 14,039 円

II クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物 (もらい物・現物給与を含む)、自家産、自分の店の商品

* 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。
 * 現物とは、よそからもらった物をしたり、贈り物・お祝い金等を支給されたりした時、また、自家産のものを実計に取り入れたら、自分の店の商品を家計にまわしたとした場合をいいます。
 * それらの品物を入手した際、必ず記入します。

(1) 品名及び購入方法	1 一括払い購入	2 分割払い購入	3 もらう	4 自家産	5 自分の店の商品	(2) 数量	(3) 金額
1 テレホンカード (知人から)			①			1 枚	1,000
2 図書カード (知人から)			①			1 枚	1,000

- *用途が単一のカード・券は、入手したときに記入します。

ポストペイ（後払い）方式の電子マネー（カード型、携帯電話型など）の扱い

ポストペイ（後払い）方式とは…クレジットカードとほぼ同じ方法で品物の購入をすることができるもので、一定の期間内に電子マネーを使って品物の購入をした場合、その購入金額はその期間の後にまとめて支払うこととなります。主な電子マネーとしては、PiTaPa（ピタパ）、QUICPay（クイックペイ）、iD（アイディー）、Smartplus（スマートプラス）、おサイフケータイなどがあります。

- *品物を購入した場合、クレジットカードによる支出とみなして記入します。
- *なお「PiTaPa（ピタパ）」で電車やバスなどに乗車した場合は、乗車した日には記入しないで、後日、口座自動振替があった日に「口座自動振替による支払」欄に、交通運賃以外のものと分けて記入します。

II クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物 (もらい物・現物給与を含む)、自家産、自分の店の商品

* 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。
 * 現物とは、よそからもらった物をしたり、贈り物・お祝い金等を支給されたりした時、また、自家産のものを実計に取り入れたら、自分の店の商品を家計にまわしたとした場合をいいます。
 * それらの品物を入手した際、必ず記入します。

(1) 品名及び購入方法	1 一括払い購入	2 分割払い購入	3 もらう	4 自家産	5 自分の店の商品	(2) 数量	(3) 金額
1 週刊誌 (クイックペイ)		①				1 冊	400

記入例3 口座自動振替による支払の記入のしかた

※赤字による例示については、
実際のご記入では色を変えら
必要はありません。

口座自動振替制度を利用している場合

お家で銀行などの口座自動振替制度を利用して、公共料金やクレジットカードなどで購入した品物の代金を預貯金口座から支払っている場合は、領収通知票などにより支払の種類、金額を確認した上で、その都度次の「口座自動振替による支払」のページに記入してください。

(口座自動振替制度とは……あらかじめ銀行などとの契約によって、定期的に預貯金口座から契約先(購入先)に支払われる方法をいいます。)

★ 小切手で買物をした場合は、次の「口座自動振替による支払」のページには記入しません。この場合は、預貯金を引き出して現金で購入したとみなし、「I 現金収入又は現金支出」のページに記入します。

口座自動振替による支払

領収通知票などにより、支払分の数量を記入します。

支払内訳(種類、品名等)	今月の支払分	
	数量	金額(円)
1 電気料金(8月分)	243 kWh	5,727
2 深夜電力(8月分)	55 kWh	945
3 都市ガス料金(8月分)	45 m ³	6,344
4 プロパンガス料金(月分)	m ³	
5 水道料金(7月~8月分)		5,573
6 NHK放送受信料金(8月~9月分)		2,690
7 ケーブルテレビ受信料 <small>(インターネット料 料を含む)</small> ・ <small>(インターネット料 料を含む)</small> (8月分)		3,600
8 インターネット接続料(8月分)		990
9 固定電話料金(8月分)		6,362
10 携帯電話料金(8月分)		3,755
11 新聞代 <small>(一般社団法人新聞 協会等による)</small> ・その他(8月分)		3,925
12 住宅ローンの返済(月分)		
13 家賃(9月分)		80,000
14 共益費又は管理費(9月分)		2,000
15 月極駐車場料金(9月分)		19,000
16 学校給食費(次男、小学校)(9月分)		3,030
17 学校授業料(月分)		
18 PTA会費・教材費(長男、中学校)(9月分)		300
19 国民年金掛金(妻)(9月分)		14,140
20 傷害保険料(積立・掛け捨て)(世帯主、9月分)		3,200
21 学資保険料(積立・掛け捨て)(長男、9月分)		13,200
22 保険料(積立・掛け捨て)(月分)		
23 ガス湯沸器 月賦代 2回目		4,000
24 OOLLET 専らハンドバッグ(一括)		7,980
25 PTA会費(次男、小学校)(9月分)		300
26		
合計		186,861

*器具代・工事費などが含まれている場合は、使用料と区別して下欄「23」以降に記入します。

*インターネット接続料が区別できる場合は別々に記入します。

*該当するほうを○で囲み、金額を記入します。

*携帯電話とは、携帯電話、PHS等をいいます。

*保険の種類及び何月分の支払いかが分かるように記入し、積立型か掛け捨て型か該当するほうを○で囲みます。

*クレジットカードを利用して購入した品物の代金を月賦で支払った場合は「月賦」と記入します。何回目の支払かも記入します。
内訳が不明の場合は一括記入で結構です。
品物を購入した時は、品名、価格総額、支払回数をその日の「II クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄に記入します。

*同一項目が複数になる場合は、下欄「23」以降に分けて、性質・目的が分かるように、また、○月分・○期分のようにいつの支払い分かを付記します。

口座自動振替による支払

支払内訳 (種類, 品名等)	今月の支払分	
	数 量	金 額 (円)
1 電 気 料 金 (月分)	kWh	
2 深 夜 電 力 (月分)	kWh	
3 都 市 ガ ス 料 金 (月分)	m ³	
4 プ ロ パ ン ガ ス 料 金 (月分)	m ³	
5 水 道 料 金 (月～ 月分)		
6 N H K 放 送 受 信 料 金 (月～ 月分)		
7 ケーブルテレビ受信料 (インターネット料を含む・インターネット料を含まない) (月分)		
8 インターネット接続料 (月分)		
9 固 定 電 話 料 金 (月分)		
10 移 動 電 話 料 金 (月分)		
11 新聞代 (一般的な商業新聞・その他) (月分)		
12 住 宅 ロ ー ン の 返 済 (月分)		
13 家 賃 (月分)		
14 共 益 費 又 は 管 理 費 (月分)		
15 月 極 駐 車 場 料 金 (月分)		
16 学 校 給 食 費 () (月分)		
17 学 校 授 業 料 () (月分)		
18 P T A 会 費 ・ 教 材 費 () (月分)		
19 国 民 年 金 掛 金 () (月分)		
20 保険料 (積立・掛け捨て) (, 月分)		
21 保険料 (積立・掛け捨て) (, 月分)		
22 保険料 (積立・掛け捨て) (, 月分)		
23		
24		
25		
26		
合 計		

口座自動振替による支払(つづき)

支払内訳(種類, 品名等)	今月の支払分	
	数 量	金 額 (円)
27		
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
合 計		

日 (曜日)

前期からの繰越金
(手持ち現金)

円

I 現金収入又は現金支出

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 数量	単位	(4) 現金支出 (円)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
合 計				

本日の現金残高

円

II クレジットカード、掛買い、月賦による
購入又は現物(もらい物(現物給与を含む。)、自家産、自分の店の商品)

- ★ 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。
- ★ 現物とは、よそからもらい物をしたり、勤め先から定期券等を支給されたりした場合、また、自家産のものを家計に取り入れたり、自分の店の商品を家計にまわしたりした場合をいいます。
- ★ それらの品物入手した際に必ず記入します。

(1) 品名及び購入方法 右の該当するものを○で囲んでください	1	2	3	4	5	(2) 数 量	単位	(3) 金 額 (もらい物(現物給与を含む)自家産、自分の店の商品は見積り額) (円)
	一括払い購入	分割払い購入	もらい物	自家産	自分の店の商品			
1	1	2	3	4	5			
2	1	2	3	4	5			
3	1	2	3	4	5			
4	1	2	3	4	5			
5	1	2	3	4	5			
6	1	2	3	4	5			
7	1	2	3	4	5			
8	1	2	3	4	5			
9	1	2	3	4	5			
10	1	2	3	4	5			

備 考 ()

「自動車購入費」「パック旅行費」「住宅設備工事費」「婚礼費」「法事・葬儀費」「入院費」
 のような高額の支出があった場合も、家計簿へご記入いただきましたでしょうか。
 提出前に、ご確認ください。

通 信 欄

家計簿記入上又は内容審査のうえで、特に説明を要する事項
 (例えば、定期的に毎月支払われる新聞代、電気料などの支
 出がないような場合)についてご記入ください。

- 毎日ご記入いただき、ありがとうございました。今後とも、よろしく
 お願いいたします。

<p>調査世帯記入欄</p>	<p>氏 名</p> <p>わからないことがあった 場合、問い合わせに利用 させていただきます。</p>
<p>調査員記入欄</p>	<p>調査員氏名</p>
<p>指導員記入欄</p>	<p>指導員印</p>



基幹統計調査



家計調査

家計簿

(単身世帯用)

総務省統計局



平成 年 月 期分

(1期 1日～15日)
(2期 16日～月末)

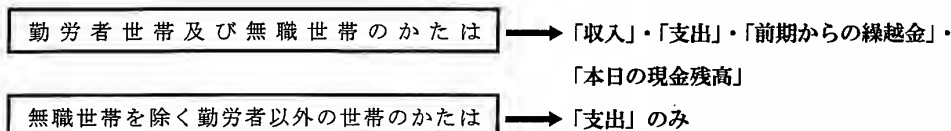
●この調査は、統計法に基づき政府が実施する
基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期して
いますので、ありのままを記入してください。

世帯区分		市町村番号	単位区符号	一連世帯番号	記入開始から の月数
勤労	勤労 以外 無職				か月目

I

記 入 の し か た

(家計上の次の事項を記入します。)



なお、家計簿とは別に、記入開始1か月目の後半に、全世帯のかたに過去1年間の年間収入を、別にお配りする「年間収入調査票」に記入していただきます。

★1日1ページで書ききれないときは、次のページを使って記入してください。また、収入・支出などが全くなかった日についても、そのページに「支出なし」と記入します。(いずれも、日付及び曜日も記入します。)

<日々の収入・支出の記入のしかた>

現金収入があった場合は 「I 現金収入又は現金支出」欄に記入します。
【記入例1】を参考にしてください。

- どのような種類の収入かがわかるように記入します。
- 給料、年金、恩給などの口座自動振込は、現金でもらってすぐ預貯金したと考えます。
- 預貯金を引き出したときは、「現金収入」として、「〇〇預(貯)金引き出し」と記入します。

現金で代金や料金を支払った場合は 「I 現金収入又は現金支出」欄に記入します。
【記入例2】を参考にしてください。

- 何を、何に使うか、また、品物の名前を具体的に記入します。ただし、ご自身で消費する食料品、日用品は、品名(何を)だけ記入すれば結構です。

銀行などの口座自動振替を利用して支払った場合は 「口座自動振替による支払」欄に記入します。
【記入例3】を参考にしてください。

- 1ページの「口座自動振替による支払」欄にまとめて記入します。

品物をクレジットカード、掛買い、あるいは月賦で購入した場合は 「II クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄に記入します。
【記入例2】を参考にしてください。

- クレジットカードを利用して品物を入手したときには、「クレジット名」と「支払回数」を記入します。
- 掛買いは「一括払い購入」、月賦購入は「分割払い購入」とし、「支払回数」を記入します。
- 代金を支払ったとき

現金で支払えば	代金を支払った日の「I 現金収入又は現金支出」欄に記入します。
口座自動振替で支払えば	1ページの「口座自動振替による支払」欄に記入します。

「もらい物」をしたり、「自家産」や「自分の店の商品」を家計にまわして使った場合は 「II クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄に記入します。
【記入例2】を参考にしてください。

- 品物を入手したときに、何を、どこからかがわかるように記入し、金額は市価で見積もって記入します。

電子マネー(カード型、携帯電話型など)、商品券、小切手などの扱いは 【記入例2-2】を参考にしてください。

記入例 1

収入の記入のしかた

※青字による例示については、実際のご記入では色を変える必要はありません。

◎ 現金で受け取った場合の例 (勤労者世帯)

(1) 収入の品名又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 現金支出 (円)
1 1月分 本給	253,000	
2 通勤手当	12,300	
3 所得税		5,450
4 住民税		7,400
5 健康保険料		10,660
6 公的介護保険料		1,599
7 厚生年金保険料		19,366
8 雇用保険料		1,062

*給料は、税引き前の額を「現金収入」欄に、また、給与から差し引かれた額を「現金支出」欄に、それぞれ種類別に記入します。

← *厚生年金基金などは、分けて記入します。

(現金収入の合計265,300円と現金支出の合計45,537円の差が、現金手取分219,763円になります。)

(無職世帯)

1 老齢年金(厚生年金)	223,200	
2 公的介護保険料		3,800
3 家賃収入 2月分	80,000	

← *年金はどのような種類のものか、詳しく記入します。

◎ 口座自動振込した場合の例 (勤労者世帯)

(1) 収入の品名又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 現金支出 (円)
1 1月分 本給	253,000	
2 通勤手当	12,300	
3 所得税		5,450
4 住民税		7,400
5 健康保険料		10,660
6 公的介護保険料		1,599
7 厚生年金保険料		19,366
8 雇用保険料		1,062
9 給与口座自動振込分		219,763

*給料の明細を、「現金で受け取った場合の例」と同じように記入します。

← *口座自動振込額は、現金でもらってすぐ預貯金したと考えますので「現金支出」欄に記入します。

※ 給料の一部を現金で受け取り、残りを口座自動振込した場合
給料差引支給額219,763円のうち、100,000円を現金で受け取ったときは、
給料口座自動振込分に119,763円と記入します。

(無職世帯)

1 老齢年金(厚生年金)	223,200	
2 公的介護保険料		3,800
3 口座自動振込		219,400

*口座自動振込は、手持ち現金に動きがなく、記入もれになりやすいので注意してください。

III

記入例2

支出の記入のしかた

各期の第1日目(1日又は16日)に、前日から繰り越した手持ち金額を記入します。

品名などの書き方

- *「うどん・そば」は、ゆでたものか干したものかなどを区別して記入します。
- *「魚」「肉」「野菜」「パン」などではなく、品名を具体的に記入します。
- *誰に使うものかを記入します。
- *何に使うためかを記入します。
- *月ぎめの牛乳、新聞などは、代金を支払った日に「現金支出」欄に記入します。(日々の掛買いととはしません。)
- *友人と2人で食事に行って友人の分も支払った場合

1日(火曜日)		前期からの繰越金 (手持ち現金)	83,060 円
I 現金収入又は現金支出		(2) 現金収入 (円)	(3) 現金支出 (円)
(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途			
1 中ぶうどん			320
2 ほういん草			186
3 豆(生)			330
4 豚肉			630
5 かき(貝)			612
6 バターロール(8コ入り)			200
7 靴下			1,050
8 ポロシャツ(父親へ)			2,625
9 リンゴ(病氣見舞い)			1,800
10 すし出前(東家用)			4,800
11 エアコン月賦支払 初回分			26,000
12 牛乳代 12月分			2,835
13 OQ新聞 12月分			3,925
14 昼食(お)			2,000
15 " 友人合立替え			2,000
合 計			49,313
		本日の現金残高	33,747 円

クレジット, 掛買い, 月賦購入

- * 品物を入手したとき、その都度品名、数量を記入します。
- * 家電製品、家具、自動車などを月賦(分割払い)で購入したときは「価格総額」を、また「支払回数」も記入します。
- * 一括(1回)払いの場合には、「1 一括払い購入」を○で囲みます。
- * クレジットカードで購入した場合は、「クレジット名」と「支払回数」を記入します。他人にあげた場合は、その旨明記します。
- * クレジットカードで友人の分も支払った場合は、クレジット名、支払回数、本人も含めた人数を記入します。

II クレジットカード, 掛買い, 月賦による

購入又は現物(もらい物(現物給与を含む)、自産産、自分の店の商品)
 * 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。
 * 現物とは、よそからもらい物をしたり、甥の先が定期券等を支給されたりした場合、また、自産産のものを家計に取り入れたり、自分の青の商品を家計にまわしたりした場合をいいます。
 * その他の品物を入手した際に必ず記入します。

(1) 品名及び購入方法 <small>右の該当するものを○で囲んでください</small>	購入方法					(2) 金額 <small>(もらい物・現物給与を含む)自産産・自分の店の商品は見積り額(円)</small>
	1 一括払い購入	2 分割払い購入	3 もらい物	4 自家産	5 自分の店の商品	
1 エアコン月賦購入 6回払		○				126,000
2 背広 OQカード 1回払	○					42,000
3 清酒	○					1,800
4 婦人靴(知人へ)OQクレジット 1回払	○					10,290
5 しょう油	○					570
6 みそ	○					500
7 夕飯(中料理友人と3人分)OQクレジット1回払	○					12,000

備考 [ここには、この日の記入内容で特に説明を要することや参考になることがあれば記入してください。]

「自動車購入費」「バック旅行費」「住宅設備工事費」「婚礼費」「法事・葬儀費」「入院費」のような高額の支出は、家計簿への記入が忘れがちになります。これらへの支出があった場合も、忘れずに家計簿へ記入してください。

IV

※青字による例示については、実際のご記入では色を変える必要はありません。

金額の記入

*現金払い、掛買い、月賦購入を問わず、原則として品名ごとに税込みの購入金額を記入します。

*預貯金引き出しは、「現金収入」欄に記入します。

*自動車保険は、どのような種類のものか詳しく記入します。

*友人からの清算金があった場合

*電気代、ガス代、家賃など毎月きまって支払うものは、特に記入もれがないように注意します。口座自動振替の場合は1ページの『口座自動振替による支払』に記入します。

*家族へ金品を送った場合

*男物と女物の別、乳児(0歳)、子供(小学生以下)、大人(中学生以上)の別が分かるように記入します。

*一括して支払っている場合でも記入例のように具体的に記入します。

2日(水曜日)

I 現金収入又は現金支出

(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 現金支出 (円)
1 普通預金引き出し	30,000	
2 自動車保険(任意)		3,890
3 ガソリン		3,690
4 自動車洗車・ワックス		1,800
5 オレンジジュース(知人へ)		480
6 床屋		3,000
7 昨日の昼食代精算	2,000	
8 アイスクリーム		150
9 電気代 1月分		2,785
10 ガス代 1月分		2,615
11 みかん(家族へ)		3,000
12 送料		600
13 ワイヤット(中学生の長男へ)		2,500
14 子供用ローター(小学生の長女へ)		6,800
15 ベビー服(次男へ)		3,900
合計	32,000	35,210
本日の現金残高		30,527円

療費、家賃などとして一括して支払っている場合

1 療費0月分	2 食費	3 宿舎代	4 電気代	5 水道代	6 ガス代	7 駐車場代	8 共益費
	5,400	1,000	4,080	200	1,000	200	200

II クレジットカード、掛買い、月賦による

購入又は現物(もらい物(現物給与を含む)、自家産、自分の店の商品)

- * 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。
- * 現物とは、よそがらもらい物をしたり、初め先から定期券等を支給されたりした場合、また、自家産のものや家計に取戻しはした、自分の店の商品を家計にまわしたりした場合をいいます。
- * それ以外の品物を入手した際には必ず記入します。

(1) 品名及び購入方法 右の該当するものを○で囲んでください。	1 一括払い購入 2 分割払い購入 3 もらい物 4 自家産 5 自分の店の商品					(2) 金額 (円)
	1	2	3	4	5	
1 JR定期券(会社から)			③	4	5	5,400
2 リン(家族から)			③	4	5	1,000
3 美術館鑑賞券(友人から)			③	4	5	1,800
4 はす			3	④	5	200
5 化粧セット			1	2	⑤	1,000

もらい物、自家産、自分の店の商品

*何を、どこから、入手したかがわかるように記入します。

*勤め先から支給された場合

*家族から品物が送られてきた場合は便宜上、「もらい物」として記入します。

*友人に支払ってもらった場合は、自分の分だけ「もらい物」として記入します。その金額が分からない時は推計した額を記入します。

市価見積り額

*自分の店の商品を家計で消費した場合

V

記入例 2-2

電子マネー、商品券、小切手などの扱い

電子マネーとは、現金の価値を電子式なデータに置き換えたもので、これを使って品物の購入ができます。カード型や携帯電話型のものなどがあります。

プリペイド（前払い）方式の電子マネー（カード型、携帯電話型など）、商品券、小切手などの扱い

プリペイド(前払い)方式とは…電子マネーを使って品物の購入をするために、あらかじめ、カードや携帯電話に現金をチャージ(入金・積み増し)しておく必要があるもの。チャージした金額の範囲内で品物の購入ができます。主な電子マネーとしては、Suica(スイカ)、ICOCA(イコカ)、PASMO(パスモ)、Edy(エディ)、nanaco(ナナコ)、WAON(ワオン)、おサイフケータイなどがあります。

*カードが発行されたときに、デポジット(預り金、保証金)やメンバーズカード作成料を支払った場合

*チャージ(入金・積み増し)をしたとき

*商品券(多用途に使えるもの)、小切手を受け取ったときは、現金収入とみなして記入しますが、その金額は()書きし、「現金収入」の「合計」欄及び「本日の現金残高」欄には含めません。

*贈り物にする予定で購入した場合は、必ず「贈答用」などと記入します。

*電子マネーで電車やバスに乗り降りしたり品物を購入した場合や、商品券(多用途に使えるもの)、小切手で品物を購入した場合は、現金支出とみなして記入しますが、数量と支払金額は()書きし、「現金支出」の「合計」欄及び「本日の現金残高」欄には含めません。

*用途が単一のカード・券は、入手したときに記入します。

3 日(木 曜日)

I 現金収入又は現金支出		
(1) 収入の種類又は支出の品名及び用途	(2) 現金収入(円)	(3) 現金支出(円)
1 預り金(スイカ)		500
2 メンバーズカード作成料(エディ)		500
3 チャージ(スイカ)		1,000
4 チャージ(エディ)		1,000
5 商品券(知人から)	(5,000)	
6 商品券(自家用)		10,000
7 商品券(贈答用)		5,000
8 JR乗車(スイカ)		(220)
9 缶コーヒー(エディ)		(120)
10 多用途カード(パスモ)		(2,500)
11 ブラウス(専ら商品券)		(4,000)
合計		18,000
本日の現金残高		12,537円

II クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物(もらい物(現物給与を含む)、自家産、自分の店の商品)

* 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。
 * 現物とは、よそからもらい物をしたり、あらかじめ定期券等を支給されたりした場合、また、自家産のものを家計に取り入れたり、自分の店の商品を家計にまわしたりした場合をいいます。
 * それらの品物入手した際に必ず記入します。

(1) 品名及び購入方法 <small>お支払するものを○で囲んでください。</small>	1 2 3 4 5					(2) 金額 <small>(もらい物・現物給与を含む)自家産・自分の店の商品は見限り額(円)</small>
	一括払い購入	分割払い購入	もらい物	自家産	自分の店の商品	
1 テレホンカード(知人から)			○			1,000
2 図書カード(知人から)			○			1,000

ポストペイ（後払い）方式の電子マネー（カード型、携帯電話型など）の扱い

ポストペイ(後払い)方式とは…クレジットカードとほぼ同じ方法で品物の購入をすることができるもので、一定の期間内に電子マネーを使って品物の購入をした場合、その購入金額はその期間の後にまとめて支払うことになります。主な電子マネーとしては、PiTaPa(ピタパ)、QUICPay(クイックペイ)、iD(アイディー)、Smartplus(スマートプラス)、おサイフケータイなどがあります。

*品物を購入した場合、クレジットカードによる支出とみなして記入します。

*なお「PiTaPa(ピタパ)」で電車やバスなどに乗車した場合は、乗車した日には記入しないで、後日、口座自動振替があった日に「口座自動振替による支払」欄に、交通運賃以外のものと分けて記入します。

II クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物(もらい物(現物給与を含む)、自家産、自分の店の商品)

* 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。
 * 現物とは、よそからもらい物をしたり、あらかじめ定期券等を支給されたりした場合、また、自家産のものを家計に取り入れたり、自分の店の商品を家計にまわしたりした場合をいいます。
 * それらの品物入手した際に必ず記入します。

(1) 品名及び購入方法 <small>お支払するものを○で囲んでください。</small>	1 2 3 4 5					(2) 金額 <small>(もらい物・現物給与を含む)自家産・自分の店の商品は見限り額(円)</small>
	一括払い購入	分割払い購入	もらい物	自家産	自分の店の商品	
1 週刊誌(クイックペイ)		○				400

記入例 3

口座自動振替による支払の記入のしかた

※青字による例示については、実際のご記入では色を変える必要はありません。

口座自動振替制度を利用している場合

銀行などの口座自動振替制度を利用して、公共料金やクレジットカードなどで購入した品物の代金を預貯金口座から支払っている場合は、領収通知票などにより支払の種類、金額を確認した上で、その都度次の「口座自動振替による支払」のページに記入してください。

(口座自動振替制度とは …… あらかじめ銀行などとの契約によって、定期的に預貯金口座から契約先(購入先)に支払われる方法をいいます。)

★ 小切手で買物をした場合は、次の「口座自動振替による支払」のページには記入しません。この場合は、預貯金を引き出して現金で購入したとみなし、「I 現金収入又は現金支出」のページに記入します。

口座自動振替による支払

支払内訳 (種類, 品名等)	金額 (今月の支払分) (円)
1 電気料金 (8 月分)	2,785
2 深夜電力 (月分)	
3 都市ガス料金 (8 月分)	2,615
4 プロパンガス料金 (月分)	
5 水道料金 (7 月~ 8 月分)	3,759
6 NHK放送受信料金 (8 月~ 9 月分)	2,690
7 ケーブルテレビ受信料 (ケーブルテレビ料を要する場合は、インターネット接続料を要しない) (月分)	3,600
8 インターネット接続料 (月分)	
9 固定電話料金 (月分)	
10 携帯電話料金 (8 月分)	19,498
11 新聞代 (一般的な読者新聞、週刊誌、スポーツ紙等) その他 (8 月分)	3,925
12 住宅ローンの返済 (月分)	
13 家賃 (9 月分)	7,800
14 共益費又は管理費 (月分)	
15 月極駐車場料金 (9 月分)	19,000
16 国民年金掛金 (月分)	
17 生命保険料 (積立・掛け捨て) (9 月分)	14,599
18 洗車・ワックス (00カード、一括払い)	1,800
19 エアコン (月賦2回払い)	20,000
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
合計	102,071

* 公共料金等は、何月分の料金が分かるように記入します。

* 器具代・工事費などが含まれている場合は、使用料と区別して下欄「18」以降に記入します。

* インターネット接続料が区別できる場合は別々に記入します。

* 該当するほうを○で囲み、金額を記入します。

* 携帯電話とは、携帯電話、PHS等をいいます。

* 保険の種類及び何月分の支払いかが分かるように記入し、積立型か掛け捨て型か該当するほうを○で囲みます。

* 同一項目が複数になる場合は、下欄「18」以降に分けて、性質・目的が分かるように、また、○月分・○期分のようにいつの支払い分かを付記します。

* クレジットカードを利用して購入した品物の代金を月賦で支払った場合は「月賦」と記入します。何回目の支払かも記入します。内訳が不明の場合は一括記入で結構です。

品物を購入した時は、品名、価格総額、支払回数その日の「II クレジットカード、掛買い、月賦による購入又は現物」欄に記入します。

口座自動振替による支払

支払内訳 (種類, 品名等)	金額 (今月の支払分) (円)
1 電 気 料 金 (月分)	
2 深 夜 電 力 (月分)	
3 都 市 ガ ス 料 金 (月分)	
4 プ ロ パ ン ガ ス 料 金 (月分)	
5 水 道 料 金 (月～ 月分)	
6 NHK放送受信料金 (月～ 月分)	
7 ケーブルテレビ受信料 (<small>インターネット接続料を含む</small> ・ <small>ケーブルテレビ料</small>) (月分)	
8 インターネット接続料 (月分)	
9 固 定 電 話 料 金 (月分)	
10 移 動 電 話 料 金 (月分)	
11 新 聞 代 (<small>一般社団法人読者新聞</small> ・ <small>読者新聞</small> ・ <small>読者新聞</small>) (月分)	
12 住 宅 ロ ー ン の 返 済 (月分)	
13 家 賃 (月分)	
14 共 益 費 又 は 管 理 費 (月分)	
15 月 極 駐 車 場 料 金 (月分)	
16 国 民 年 金 掛 金 (月分)	
17 保 険 料 (積立・掛け捨て) (月分)	
18	
19	
20	
21	
22	
23	
24	
25	
26	
合 計	

口座自動振替による支払(つづき)

支払内訳(種類, 品名等)	金額 (今月の支払分)(円)
27	
28	
29	
30	
31	
32	
33	
34	
35	
36	
37	
38	
39	
40	
41	
42	
43	
44	
45	
46	
47	
48	
49	
50	
51	
52	
合 計	

日 (曜日)

	前期からの繰越金 (手持ち現金)	円
I 現金収入又は現金支出		
(1) 収入の種類又は 支出の品名及び用途	(2) 現金収入 (円)	(3) 現金支出 (円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
合 計		
	本日の現金残高	円

**II クレジットカード、掛買い、月賦による
購入又は現物(もらい物(現物給与をきむ。)、自家産、自分の店の商品)**

- ★ 掛買いで購入したときは、「1」一括払い購入、月賦で購入したときは、「2」分割払い購入を○で囲みます。
- ★ 現物とは、よそからのもらい物をしたり、予め前から定期奉仕を支給されたりした場合、また、自家産のものを家計に
取り入れたり、自分の店の商品を家計にまわしたりした場合をいいます。
- ★ それらの品物を入手した際に必ず記入します。

(1) 品名及び購入方法 右の該当するものを○で囲んでください	1 2 3 4 5					(2) 金額 (もらい物(現物給与を 含む)自家産、自分の 店の商品は見送り額) (円)
	1 一括 払い 購入	2 分割 払い 購入	3 もら い物	4 自家 産	5 自分の店の商品	
1	1	2	3	4	5	
2	1	2	3	4	5	
3	1	2	3	4	5	
4	1	2	3	4	5	
5	1	2	3	4	5	
6	1	2	3	4	5	
7	1	2	3	4	5	
8	1	2	3	4	5	
9	1	2	3	4	5	
10	1	2	3	4	5	

備考

「自動車購入費」「バック旅行費」「住宅設備工事費」「婚礼費」「法事・葬儀費」「入院費」
 のような高額の出費があった場合も、家計簿へご記入いただきましたでしょうか。
 提出前に、ご確認ください。

通 信 欄

家計簿記入上又は内容審査のうえで、特に説明を要する事項
 (例えば、定期的に毎月支払われる新聞代、電気料などの支
 出がないような場合)についてご記入ください。

- 毎日ご記入いただき、ありがとうございました。今後とも、よろしく
 お願いいたします。

<p>調査世帯記入欄</p>	<p>氏 名</p> <p><small>わからないことがあった 場合、問い合わせに利用 させていただきます。</small></p>
<p>調査員記入欄</p>	<p>調査員氏名</p>
<p>指導員記入欄</p>	<p>指導員印</p>



家計調査

世帯票

基幹統計調査



(調査員用)

調査員印 指導員印

抽出区分 1 最初に抽出された世帯 2 その他の世帯

調査世帯番号 一連世帯番号

市町村番号 単位区符号 調査世帯番号

市町村番号 単位区符号 調査世帯番号

1 農林漁家世帯 2 農林漁家世帯以外 3 無職

1 単身 2 二人以上

住所 市 区 町 村 丁目 番地

Table with columns for school type (3), school name (4), and school type (5)

Table with columns for job type (6), job content (7), and job content (8)

Table with columns for job type (9), job content (10), and job content (11)

Table with columns for job type (12), job content (13), and job content (14)

Table with columns for job type (15), job content (16), and job content (17)

Table with columns for job type (18), job content (19), and job content (20)

Table with columns for job type (21), job content (22), and job content (23)

Table with columns for job type (24), job content (25), and job content (26)

Table with columns for job type (27), job content (28), and job content (29)

Table with columns for job type (30), job content (31), and job content (32)

Table with columns for job type (33), job content (34), and job content (35)

Table with columns for job type (36), job content (37), and job content (38)

Table with columns for job type (39), job content (40), and job content (41)

Table with columns for job type (42), job content (43), and job content (44)

Table with columns for job type (45), job content (46), and job content (47)

Table with columns for job type (48), job content (49), and job content (50)

Table with columns for job type (51), job content (52), and job content (53)

Table with columns for job type (54), job content (55), and job content (56)

Table with columns for job type (57), job content (58), and job content (59)

Table with columns for job type (60), job content (61), and job content (62)

調査世帯番号 一連世帯番号

調査世帯番号 一連世帯番号

調査世帯番号 一連世帯番号

調査世帯番号 一連世帯番号

調査世帯番号 一連世帯番号

調査世帯番号 一連世帯番号

調査世帯番号 一連世帯番号

調査世帯番号 一連世帯番号

調査世帯番号 一連世帯番号

調査世帯番号 一連世帯番号



基幹統計調査

家計調査

準調査世帯票



国勢統計局

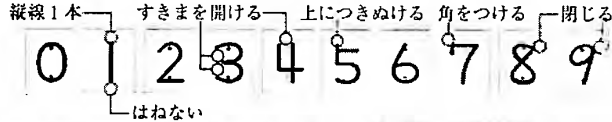
【記入のしかた】

- 下の記入例のように記入してください。
- 記入には必ず黒鉛筆を使用してください。書き間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

✓の記入例



数字の記入例



世帯の別
単身 二人以上

市町村番号	単位区符号	一連世帯番号	記入開始月
●●●●●●	●●●●	●●●●●●●●	●●●●

(1) 農林・非農林の別	(2) 世帯区分	(3) 交替の種類	(4) 抽出区分
●●●●	●●●●	●●●●	●●●●
農林漁家 世帯	農林漁家 世帯以外	勤労者 世帯	勤労者 世帯以外
無 世帯	職定 世帯	期 世帯	臨時 世帯
			最初に抽 出された 世帯
			その他 世帯

世帯主 の氏名	(5) 世帯主の満年齢	(6) 世帯人員	(7) 就業人員
●●●●●●●●	●●	●●	●●
(8) 世帯主の している 仕事の内容	符号欄	(9) 性別(単身のみ)	
●●●●●●●●	●●	男 女	

(10) 所有関係	持ち家	民営の 賃貸住宅 (設備専用)	民営の 賃貸住宅 (設備共用)	公営の 賃貸住宅	都市再生機 構・公社等 の賃貸住宅	給与住宅 (社・公務員 住宅など)	借 間
●●●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●	●●

(家計費について) ※(11)については二人以上の世帯のみ記入

(11) 1 か月の家計費総額 税金 貯蓄 借金返済
などを含まない生活費 約 ●●●● 万円

備 考

(不採用の理由について)

符号欄

この調査票は、汚したり、折ったり、丸めたりしないでください。

市町村番号 単位区符号 調査世帯番号 一連世帯番号 記入開始月

秘 家計調査
年間収入調査票



政府統計

総務省統計局

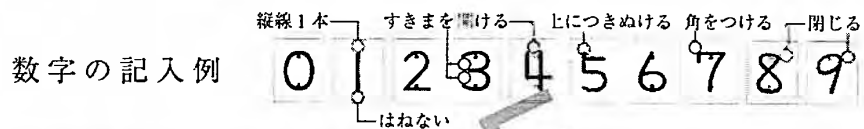
世帯の別
 単身 二人以上

●この調査は、統計法に基づき政府が実施する
 基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期して
 いますので、ありのままを記入してください。

記入済みの調査票は、別にお
 配りした封筒に入れ密封の上
 調査員にお渡しください。

【記入のしかた】

- 記入の際には、「用語の説明」を参照してください。
- 記入は、□の枠内に1文字ずつ下の記入例のように記入してください。
- 記入には必ず黒鉛筆を使用してください。書き間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。



あなたの世帯の過去1年間の収入は **税込み**でだいたいどのくらいになりますか
 世帯主の分か他の世帯員の分かはっきりしないものは 世帯主の欄に記入してください

	(世帯主)				(他の世帯員)				
	千	百	十	一	千	百	十	一	
(1) 勤め先 年間収入	定期収入…				万円 …	□	□	□	万円
	賞与・その他 の臨時収入…				万円 …	□	□	□	万円
(2) 営業年間利益…	□	□	□	□	万円 …	□	□	□	万円
(3) 内職年間収入…	□	□	□	□	万円 …	□	□	□	万円
(4) 公的年金・恩給…	□	□	□	□	万円 …	□	□	□	万円
(5) 農林漁業収入…	□	□	□	□	万円 …	□	□	□	万円
(6) その他の年間収入…	□	□	□	□	万円 …	□	□	□	万円
(7) 現物消費の見積り額… (自家産物や自分の店の商品を) 家計で消費した分の見積り額)	□	□	□	□	万円				

この調査票は機械にかかけますので 汚したり 折ったり 丸めたりしないでください



貯蓄等調査票

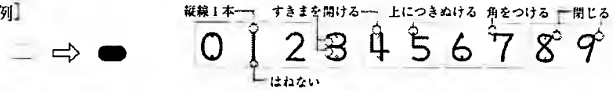


この調査は、統計法に基づき政府が実施する基幹統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

【記入の仕方】

- 記入の際には、「用語の説明」を参照してください。
- 記入は、□の枠内に1文字ずつ下の記入例のように記入してください。
- 記入には必ず黒鉛筆を使用してください。書き間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

【記入例】



1 貯蓄現在高について

あなたの世帯では 今月1日現在で貯蓄はいくらありますか

- 次の貯蓄の種類ごとに現在高を記入してください。
- ここでいう貯蓄には、家計用だけではなく個人営業のための分も含めます。
- 勤労者財産形成貯蓄に加入している場合は、それぞれ該当する貯蓄の種類に含めて記入してください。

(1) ゆうちょ銀行 郵便貯金・簡易生命 保険管理機構(旧日本 郵政公社)	定期預金・定期積金 定額・定期・積立貯金	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(億)千百十 万円
	普通預金 その他の預貯金	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(億)千百十 万円
(2) 銀行 信用金庫・信用組合 農業協同組合 労働金庫 その他の金融機関	定期預金・定期積金	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(億)千百十 万円
	普通・当座預金 その他の預貯金	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(億)千百十 万円
※ゆうちょ銀行は含めません			
(3) 生命保険・損害保険・簡易保険 (保険商品・年金商品)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(億)千百十 万円
(加入してからの払込総額) ※掛け捨ての保険は含めません			
(4) 株式・株式投資信託 (時価)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(億)千百十 万円
(5) 貸付信託・金銭信託 (額面)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(億)千百十 万円
(6) 債券 (額面) ・公社債投資信託 (時価)		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(億)千百十 万円
(7) 社内預金 その他の預貯金		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(億)千百十 万円
(8) 合計			(億)千百十 万円
上記(8)のうち年金制度が組み込まれている貯蓄		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(億)千百十 万円
上記(8)のうち外貨預金・外債		<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	(億)千百十 万円

裏面へつづく

2 借入金について

あなたの世帯では 今月1日現在で借入金あるいは月賦・年賦の未払残高がありますか

- 借入金の種類ごとに残高を記入してください。
- ここでいう借入金には、家計用だけではなく個人営業のための分も含めてください。

	公 的 機 関 <small>(住宅金融支援機構、都市再生機構、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)、郵便貯金・簡易生命保険管理機構、旧日本郵政公社)など</small>	民 間 機 関 <small>(銀行、信用金庫、農業協同組合、生命・損害保険会社など)</small> <small>※ゆうちょ銀行・かんぽ生命保険を含めます。</small>	そ の 他 <small>(社内貸付、勤め先の共済組合、親戚・知人、サラリーマン金融など)</small>
	(億)千百十— : : : : : : : : : : : : : : : :	(億)千百十— : : : : : : : : : : : : : : : :	(億)千百十— : : : : : : : : : : : : : : : :
(1) 住宅の購入・建築・増改築 土地の購入のための借入金残高	万円	万円	万円
(2) 住宅・土地のための借入金以外 の借入金残高	万円	万円	万円
<small>※次の欄には、乗用車、電化製品などの耐久消費財や衣類などを月賦・年賦(分割払い)で購入した場合の未払残高を、公的機関・民間機関・その他を区別せずに記入してください</small>			
(3) 月賦・年賦の未払残高	(億)千百十— : : : : : : : : : : : :	万円	

3 住宅などの建物・土地について

住宅などの建物や土地を購入したり 建物を新築する計画がありますか
次の当てはまる を塗りつぶしてください。

今後3年以内に購入する計画あり	—	1 住宅の購入又は新築	—
		2 土地の購入	—
		3 土地の購入及び住宅の購入又は新築	—
3年以上先に購入する計画あり	—	※ 1,2 共に当てはまる場合は時期の早いものを選んでください	
特に購入する計画なし	持ち家の方	1 今後3年以内に増改築を予定	—
		2 今後3年以内に設備工事、修繕等工事を予定	—
		3 その他	—
	持ち家以外の方	4 将来、住宅・土地を相続・贈与の予定	—
		5 その他	—

記入済みの調査票は、下の調査員記入欄が「提出用封筒」の窓から見えるように入れ、密封の上調査員にお渡しください。

調査員記入欄				
市町村番号	単位区符号	調査世帯番号	一連世帯番号	記入年月
: : : : : : : : : : : :	: : : : : : : : : : : :	: : : : : : : : : : : :	: : : : : : : : : : : :	: : : : : : : : : : : :

(資料6)
平成26年12月8日
第55回基本計画部会資料

未諮問基幹統計(家計統計)についての委員の御質問・御意見等について

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
1	現状、実査がどの程度困難となっているか具体的に教えて欲しい。	<p>現行の家計調査は、記入者、調査実施者ともに負担が大きく、調査環境が悪化傾向にあると思われる。</p> <p>「家計調査等改善検討会」(総務省統計局開催)において、幅広い検討がなされたと聞いている。その模様を踏まえ、検討状況を教えてほしい。</p>
2	抽出における代替票について	<p>「調査をどうしても引き受けられない世帯の場合には、代替の世帯を抽出している」とあるが、代替を採用する際の規定はどうなっているのか。昨今の回収率の低下に伴い、代替票を安易に活用し、何ら説明なしに回収率としてカウントしているケースが認められる。家計調査では、代替票を安易に採用しないよう調査員への周知を行っているとは思いますが、この点確認したい。</p>
3	人口構成の変化に応じたサンプリングとなっているか	<p>昨今の少子高齢化等、人口の構造変化に対応した統計調査である必要があるため。</p>
4	単身の若年層世帯は、調査協力が得られ把握できているか	<p>単身世帯、特に若年層の調査協力が得られにくいのではないかと懸念されるため。</p>

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
5	代替の世帯は、家計調査に協力しやすい世帯(例えば、専業主婦の世帯等)に偏ることはないか。	家計調査の調査対象となった世帯は、6カ月間にわたり家計の収支を報告することになり、報告者負担はかなり大きい。そのため、共働きの世帯や夫婦共に多忙な世帯等では、「調査をどうしても引き受けられない」とこととなる可能性が高いと思われる。
6	代替の世帯も含めた調査対象世帯の分布が、全国の世帯の分布と比較して、偏っていないかどうかをチェックしているか。	もともと調査対象の標本数が9000世帯程度と小さいだけに、わずかな標本数の偏りでも調査結果に与える影響は大きいので、代替の世帯を抽出するに際しては、標本に偏りが出ないような工夫が必要であると考えられる。
7	実困難を背景としたサンプルセレクションバイアス等により、調査対象世帯にどの程度の偏りがみられるか。	<p>「家計調査等改善検討会」(総務省統計局開催)において、幅広い検討がなされたと聞いている。その模様を踏まえ、検討状況を教えてほしい。</p> <p>現在の家計調査は、記入者、調査実施者ともに負担が大きく、調査環境が悪化傾向にあると思われる。この結果、調査協力が得られないことによるサンプルセレクションバイアス等により調査対象世帯が偏り、収入や消費の水準・変化といった調査結果にゆがみがみが生じている可能性が考えられる。具体的には、専業主婦世帯が多く、共働き世帯などが少ないといった対象世帯の偏りがあるとの指摘が学界などからなされている。</p>
8	家計調査と家計消費状況調査を統合するための検討はどうか。	<p>かつて家計調査と家計消費状況調査を統合し、家計調査の調査期間を短縮する等が検討されたが、その後の状況はどうか。景気指標として有用とされる家計消費状況調査の消費総額の最新月の情報が一次QEで利用可能でないが、統合により家計消費状況調査の速報化が可能になるのではないか</p>
9	家計消費状況調査との統合化(家計消費状況調査の公表の早期化も含む)	<p>統計局内部で検討会を開催し、様々な観点から諸課題の検討ならびに試行的な実験を行っていることを評価する。その検討内容およびこれまでの実験結果の現状の把握という意味で、確認したい。</p> <p>家計統計はQEでの利用、景況判断の材料として重要視されているが、同時に、家政学の分野での分析等でも重要な統計である。それらの分野での利用状況やニーズについても把握する必要があるのではないか。</p>

通し番号	基本計画部会で確認したい事項 記入者負担の軽減について	確認したい事項とお考えの理由
10		将来に向けて継続可能な調査とするためには記入者負担の軽減が必要と考えるため。
11	記入者負担の軽減方策の検討状況について	継続可能な調査とするためには対象者に調査を受けてもらえるよう記入者負担の軽減が必要と考えるため。
12	回答者負担を軽減し、調査の持続性を高める方法について検討状況を教えてください。	<p>家計統計について、以下の方向性での検討が必要なのではないかと考える。 対象世帯の「偏り」の改善に向けた対応としては、報告者負担の軽減を図り、共働き世帯等の調査の持続性を高めることが最も重要な対策とみられる。具体的には、①調査の電子化、②モニター調査の導入、③生鮮食品の重量記入廃止、④貯蓄・負債残高の調査頻度引き下げ、などが候補。また、⑤調査に協力するメリット（例えば家計簿の診断結果送付、報酬引き上げ）を調査対象世帯に提供することも考えられよう</p> <p>「家計調査等改善検討会」（総務省統計局開催）において、幅広い検討がなされたと聞いている。その模様を踏まえ、検討状況を教えてください。</p>
13	ITの活用による実査の効率化・オンライン化の検討状況	<p>PCやスマートフォンなどの普及に伴い、オンラインによる回答の可能性が高まっていると思われる。 調査対象者の回答の利便性を高めることは、調査への協力度及び統計の精度の向上につながると期待できる。 新しい技術の導入は、短期間に行うことは難しく、十分な準備が必要である。 このような観点から、現在どのような検討や準備が行われているのか状況を知りたい。</p>
14	PCやスマホからの調査方法採用の可能性について	<p>本調査は、家計の実態を把握するために詳細な家計簿を作成してもらいデータ化するものであるが、その方法（家計簿への記入）に何らかの負担軽減の工夫は検討されているのか。若年、壮年層においてスマートフォンやスマートフォンの普及も高く、手軽に入力できるようなシステムができると回答に際しての負担が軽減されるかもしれない。 ただ、全体として高齢化しており、ITリテラシーが上がったとはいえども全ての回答形式をオンラインで実施することは難しいし、また複数の調査方法が並存することのコストも考慮しなければならぬ。このあたりのところについて、いかなる方策が検討されているのか確認したい。</p>

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
15	レシート方式の採用の可否	統計局内部で検討会を開催し、様々な観点から諸課題の検討ならびに試行的な実験を行っていることを評価する。その検討内容およびこれまでの実験結果の現状の把握という意味で、確認したい。 家計統計はQEでの利用、景況判断の材料として重要視されているが、同時に、家政学の分野での分析等でも重要な統計である。それらの分野での利用状況やニーズについても把握する必要があるのではないか。
16	数量記入継続の可能性	数量(重量)情報が直接的に把握されていることは、経済データとして家計調査の大きな特徴となる。報告者負担が大きいことから、調査非協力の一因ともいえるけれども、できるだけ継続して数量を調査することを希望するため。
17	「数量」の記入は必要か。	数量の情報がどのように利用されているのか、定かでない。以前は消費の高級化の測定などに使われていたが、最近はそのような分析をほとんど見ない。数量の記録が回答者の負担感を強めているとすれば検討する必要がある。また、食料については6か月調査から最初の1か月に短縮されたが、安定的な結果を得ているかどうかを確認したい。
18	人々の調査協力を得やすくするようインセンティブを盛り込んだり、調査負担を軽減する余地がなにかどうか。たとえばPCを用いた記入を可能にすること等。	当該調査から得られる情報はこの上なく貴重であるので、人々の調査協力を得やすくするようインセンティブを盛り込む余地や調査負担を軽減する余地を今一度検討できないか。 例えば、当該調査に協力すること、初めて家計簿をつけ、その有用性に気づく世帯も少なくないことを考えると、調査票に記入したデータが後日残るようにすることは、ひとつのインセンティブになると考えられる。PCを用いた記入を可能にすることは、調査負担の軽減だけでなく、この点においてもメリットがある。
19	家計統計の標本誤差を減らす方法について検討状況を教えて欲しい。	家計統計の作成目的は、1)年齢・所得・世帯人数の各階層別の消費、収入、貯蓄・負債構造の把握、2)景気動向指標、QEの基礎統計としての利用などである。これらに関する利用ニーズに現状対応できているか、を検討することが重要と考えている。 平均的な収入・支出を算出する際、地方都市を細かい都市区分で表章し、ウエイト付けする結果、誤差が増幅し、平均の振れが大きくなっている可能性が考えられる。このほか、毎月6分の1ずつ標本が入れ替わること、毎月の振れを生む要因となっていると考えられる。 「振れ」の改善に向けた対応としては、①地方都市ごとの表章に重点を置いた標本設計の見直し、②推計方法の変更(継続サンプルに大きなウエイトをおくAK estimatorの導入など)が一案と考えられる。 「家計調査等改善検討会」(総務省統計局開催)において、幅広い検討がなされたと聞いている。その模様を踏まえ、検討状況を教えてほしい。

通し番号	基本計画部会で確認したい事項	確認したい事項とお考えの理由
20	支出や所得の振れを均すような推計方法の導入について検討状況を教えてください	<p>家計統計の作成目的は、1)年齢・所得・世帯人数の各階層別の消費、収入、貯蓄・負債構造の把握、2)景気動向指標、QEの基礎統計としての利用などである。これらに関する利用ニーズに現状対応できているか、を検討することが重要と考えている。</p> <p>平均的な収入・支出を算出する際、地方都市を細かい都市区分で表章し、ウエイト付けする結果、誤差が増幅し、平均の振れが大きくなっている可能性があると考えられる。このほか、毎月6分の1ずつ標本が入れ替わることも、毎月の振れを生む要因となっていると考えられる。</p> <p>「振れ」の改善に向けた対応としては、①地方都市ごとの表章に重点を置いた標本設計の見直し、②推計方法の変更(継続サンプルに大きなウエイトをおくAK estimatorの導入など)が一案と考えられる。</p> <p>「家計調査等改善検討会」(総務省統計局開催)において、幅広い検討がなされたと聞いている。その模様を踏まえ、検討状況を教えてください。</p>
21	単身世帯と二人以上世帯の統合について	<p>昨今単身世帯の増加が認められ、家計についても二人以上世帯と同様に単身世帯の家計の実態を明らかにするニーズが高まっている。これまで家計調査では、層化3段抽出法の第3段において、単身世帯と二人以上世帯を別々に選出している。そこで、単身世帯と二人以上世帯を最初に区別せずに等確率で抽出するやり方についてどのようにお考えか。</p> <p>これまで単身世帯と二人以上世帯を別々に抽出してきた経緯も含め、今後、抽出段階で分けずに検討する可能性はあるのかを確認したい。</p>
22	単身世帯調査の充実	<p>統計局内部で検討会を開催し、様々な観点から諸課題の検討ならびに試行的な実験を行っていることを評価する。</p> <p>その検討内容およびこれまでの実験結果の現状の把握という意味で、確認したい。</p> <p>家計統計はQEでの利用、景況判断の材料として重要視されているが、同時に、家政学の分野での分析等でも重要な統計である。それらの分野での利用状況やニーズについても把握する必要があるのではないか。</p>
23	若年共働き世帯の増加等ライフスタイルの変化に応じた対応について	<p>若い共働き世帯では家計が個別に管理されている事例が多いと思われるが、ライフスタイルの変化に応じた調査の対応も念頭に置くべきではないか。</p>

基本計画部会で確認したい事項		確認したい事項とお考えの理由
通し番号	個計化の把握	統計局内部で検討会を開催し、様々な観点から諸課題の検討ならびに試行的な実験を行っていることを評価する。その検討内容およびこれまでの実験結果の現状の把握という意味で、確認したい。 家計統計はQEでの利用、景況判断の材料として重要視されているが、同時に、家政学の分野でも重要な統計である。それらの分野での利用状況やニーズについても把握する必要があるのではないか。
24	家計統計の精度と他の統計との整合性及びそれに関する情報提供	家計調査の結果は、他の標本調査と同様に、標本誤差、非標本誤差の影響を受けやすい。所得や消費動向に注目が集まる時期には、公的統計の精度が高まる傾向がある。 このような中では、家計調査の精度や他の関連統計との整合性について、利用者に対して参考となる情報を提供する必要がある。このため、これまでどのような検討や情報提供が行われているのか説明を聞きたい。
25	短期パネルデータとして利用できるよう、世帯IDを加える可能性についてはいかがか。	現状の調査方法・内容を全く変えずとも、世帯IDを加えるだけで、6か月間にわたる世帯単位でのパネルデータが利用可能になる。そのことにより、学術研究面での当該調査の有効性は大きく高まることが期待される。
26	スライカード等による支出の把握状況	現在の家計簿方式でも、形式的にスライカード等による支出は把握されている。けれども、捕捉状態がどれほどであるか懸念されるため。
27		

未諮問基幹統計（家計統計）に係る確認事項

1 現状の確認

①調査の実施状況について

②調査世帯（標本）の偏りの有無について

- ・ 偏りの有無についての状況・現状分析

③調査結果の特性について

- ・ 他統計と家計統計の動きの違いについての分析状況
- ・ 家計調査と家計消費状況調査の統合
- ・ 標本誤差への対応

2 将来に向けた検討

①記入者負担の軽減について

- ・ オンライン調査や電子家計簿の導入に向けた検討状況
- ・ 数量（重量）記入の必要性
- ・ 調査への協力を得るためのインセンティブ方策

②標本設計について

- ・ 調査結果の振れを均すような推計方法の導入
- ・ 単身世帯と二人以上世帯の統合等
- ・ 都道府県・都市別の標本設計の適否

③情報提供・利活用向上について

- ・ 適切な利用を進めるための情報・データ提供の現状
- ・ 今後の利活用向上に向けた取組方針

(資料8)

平成26年12月8日
第55回基本計画部会資料

家計調査の実施状況及び 今後の検討課題

平成26年12月8日

総務省統計局



1 家計調査の実施状況

(1) 家計収支の動向を把握するための枠組み



2

家計調査及び家計消費状況調査の概要

	家計調査（基幹統計調査）	家計消費状況調査（一般統計調査）
目的	国民生活における家計収支の実態を把握し、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を提供すること	個人消費動向の更なる的確な把握に資するため、購入頻度が少ない高額商品・サービス（64品目）などへの消費の実態を安定的に捉え、家計調査を補完すること（平成13年10月から実施）
標本規模	約9,000世帯	約30,000世帯
調査方法	都道府県経由 調査員調査	民間調査会社に委託 調査員調査及び郵送調査
結果の利用例	<ul style="list-style-type: none"> ○月例経済報告の個人消費動向の判断 ○国民経済計算の四半期別速報（QE）の基礎データ ○給与所得者の必要経費の試算など、各種税制の検討 ○基礎年金額、生活保護基準、標準生計費など社会保障政策の検討の基礎資料 ○消費者物価指数（CPI）におけるウェイトの算定 ○地方における特産品による観光、町おこし 	<ul style="list-style-type: none"> ○国民経済計算の四半期別速報（QE）の民間消費最終支出のうち「国内家計最終消費支出」の推計（一次QEの段階から基礎データとして利用）

1 家計調査の実施状況

(2) 標本の抽出

家計調査の標本設計

□ 調査の対象

全国の世帯

注) ただし、以下の世帯を除く。

- (1) 学生の単身世帯
- (2) 病院・療養所の入院者、矯正施設の入所者等の世帯
- (3) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舎を含む。）を営む併用住宅の世帯
- (4) 賄い付きの同居人がいる世帯
- (5) 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- (6) 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- (7) 外国人世帯

□ 標本抽出方法（右図参照）

- 層化3段無作為抽出法
- 8,821世帯を抽出
 - 二人以上の世帯：8,076世帯
 - 単身世帯：745世帯



標本交替の仕組み

□ 家計調査における標本交替

- 二人以上世帯：毎月標本の6分の1が交替（同一の世帯が6か月間調査）（下記イメージ図）
- 単身世帯：毎月標本の3分の1が交替（同一の世帯が3か月間調査）



家計調査の二人以上の世帯については、毎月6分の1の標本のみを交替させており、前月からの結果の変動を抑制させ、できるだけ安定的な結果を得られるような仕組みとなっている。

結果の推計方法

- 家計調査結果の推計においては、労働力調査の世帯分布結果を基に、抽出率の逆数に比例した係数を補正（比推定）。
- 集計に当たっては、以下のような補正を行い、精度を高める工夫をしている。
 - 二人以上の世帯の月別結果では、地方別（10区分）及び世帯人員別（4区分）に補正
 - 単身世帯の四半期別結果では男女別、年齢階級別（3区分）に、年平均結果では地方別（6区分）、男女別及び年齢階級別（3区分）に補正

標本誤差への対応

- 消費支出の総額及び10大費目別の額（全国、二人以上の世帯）の標準誤差率について、平成25年（2013年）における各月の平均値は、右表のとおり。
- 以下のような購入頻度が低く高額な品目やサービスについては、家計消費状況調査で補完する仕組みを取っており、両調査の結果を合成した「家計消費指数」を毎月公表している。

（例）

- 「住居」の「リフォーム費用」
- 「教育」の「授業料」
- 「交通・通信」の「自動車購入費」

	標準誤差率の 平均値（％）
消費支出	1.3
消費支出 （除く住居等）	1.0
食料	0.7
住居	8.0
光熱・水道	0.9
家具・家事用品	3.5
被服及び履物	2.6
保健医療	3.6
交通・通信	5.0
教育	7.4
教養娯楽	2.5
その他の消費支出	2.5

世帯属性の比較

- 有業人員について、家計調査の平成24年平均結果を平成24年就業構造基本調査結果と比較すると、下表のとおり。

(単位：人)

	家計調査（平成24年平均）	平成24年就業構造基本調査
有業人員（総世帯のうち勤労者世帯）※	1.5	1.6

※ 就業構造基本調査は雇用者世帯（「会社などの役員」を含む。）全体における平均。

(参考) 平成24年就業構造基本調査の概要

- 目的：
国民の就業及び不就業の状態を調査し、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得ること。
- 調査の対象：
全国約47万世帯の15歳以上の世帯員約100万人。
- 調査の方法：
調査員調査により実施。ただし、一部地域については、オンライン調査により実施。

世帯属性の比較（続き）

- 世帯主の勤め先の産業別属性について、家計調査の平成24年平均結果を平成24年就業構造基本調査結果と比較すると、下表のとおり。

(単位：%)

	家計調査 (平成24年平均)(A)	平成24年 就業構造基本調査(B)	差(A-B)
総世帯 ※1	100.0	100.0	
世帯主は有業	63.4	64.9	-1.5
うち勤労者 ※2	48.2	56.1	-7.9
建設業	3.8	5.1	-1.3
製造業	11.5	11.5	0.0
情報通信業	2.5	2.3	0.2
運輸業、郵便業	3.6	4.1	-0.5
卸売業、小売業	5.4	7.5	-2.1
金融業、保険業	1.8	1.5	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	1.5	2.0	-0.5
宿泊業、飲食サービス業	1.2	2.2	-1.0
教育、学習支援業	2.6	2.5	0.1
医療、福祉	4.2	4.4	-0.2
公務	4.1	2.8	1.3
世帯主は無業	36.6	34.9	1.7

※1 家計調査は、総世帯に占める割合。就業構造基本調査は、総数（一般世帯と単身世帯の計）に占める割合。

※2 就業構造基本調査は雇用者世帯（「会社などの役員」を含む）。

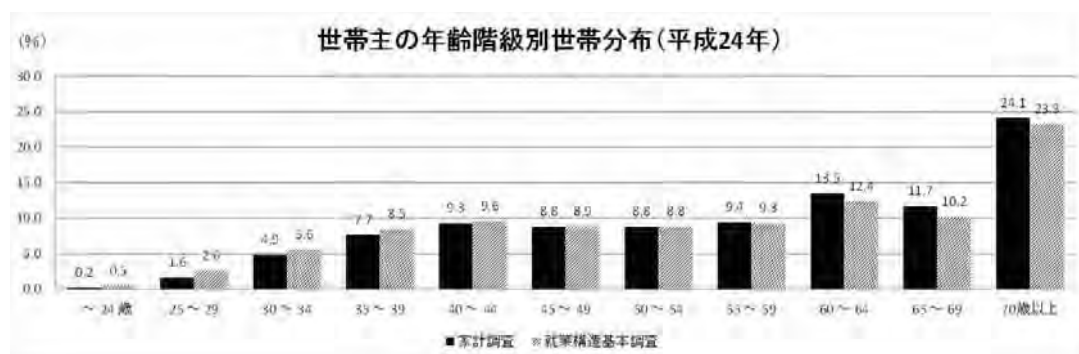
※3 就業構造基本調査は、総務省統計局における統計法第32条による特別集計結果。

世帯の分布の状況

□ 二人以上の世帯

二人以上の世帯※の集計世帯における世帯主の年齢階級別の分布について、家計調査の平成24年平均結果を平成24年就業構造基本調査結果と比較すると、以下のグラフのとおり。

※ 就業構造基本調査は一般世帯（単身世帯以外）で比較



1 家計調査の実施状況

(3) 他統計の動きとの関係の分析状況

他統計の動きと比較する際の注意点等の解説

□ 「統計Today」による解説

平成26年10月28日（火）には、以下のような家計調査結果と他の統計との違いについて解説した「統計Today No.86」を総務省統計局ウェブサイトに掲載。（詳細は別添）。

具体的には、家計調査結果と他の統計を比較する際は、項目の概念や調査対象範囲の違いなどがあり、以下の点に注意が必要。

- 家計調査と商業動態統計とは、項目の概念や調査対象範囲が異なる。家計調査の消費支出には、家計が消費するサービスへの支出が含まれており、事業者による支出が含まれていないのに対し、商業動態統計の小売業販売額には、サービスの販売額が含まれておらず、事業向けの販売が含まれている。
- 家計調査の実収入（二人以上の勤労者世帯）は、1世帯当たりの収入であり、勤め先収入以外の収入全てを包括する広い概念のものであるのに対し、毎月勤労統計の現金給与総額は、労働者1人当たりの賃金であり、事業所規模が5人以上の事業所の常用雇用者が調査対象である。

調査結果を見る際の注意点等の解説

□ 「家計調査の結果を見る際のポイント」の掲載

以下のような「家計調査の結果を見る際のポイント」を総務省統計局ウェブサイトに掲載。

- 月末の曜日によって賞与の支給日や携帯電話通信料の口座振替日の月が変わり、月別の消費支出額に影響を及ぼすこと
- 利用月と支払月の違いがあることから、光熱・水道費を見る際には注意が必要であること
- 猛暑と記録的な残暑の影響により、支出金額が増加した品目と減少した品目があること
- 12月の消費支出額の1～11月平均に対する倍率が低下傾向にあること（平成20年当時）
- 支出金額だけでなく購入数量や平均単価を見ることで物価上昇時の消費行動が分かること
- うるう年や月末の曜日など1年を周期としない要因の影響を除く季節調整法に変更したこと
- 家計消費状況調査で家計調査速報を補完した「家計消費指数」を公表していること

2 今後の検討課題

(1) 記入者負担の軽減について

家計調査の電子化に向けた検討

- 家計調査の電子化により目指すもの
 - 記入者負担の軽減（入力作業の効率化、心理的負担の軽減）
 - 調査実施業務の効率化
- 家計調査の電子化に対する世帯の考え方（家計調査終了世帯へのアンケート結果）
 - 3割強がオンライン回答を希望。
 - レシート読み取り機能や家計診断機能等があった場合、全体の6割強がオンライン回答を希望。

オンライン回答を希望する 32.4%	レシート読み取り機能や家計診断機能があれば、オンライン回答を希望する 30.2%	紙での回答を希望する 67.9%	どのような機能があってもオンライン回答を希望しない 37.6%
-----------------------	---------------------------------------------	------------------	------------------------------------

62.3%

(平成26年2月実施、N=417人)

- 調査研究の内容
 - 入力の利便性をさらに向上させるため、スマートフォンによるレシート読み取り機能等の実行可能性について、調査研究を実施中
 - 調査世帯へのオンラインによるインセンティブ機能として、家計診断機能及びデータ還元機能を設けることを検討中
 - さらに、調査実施業務を効率化させる機能として、世帯票など調査員が記入する調査票のオンライン提出機能、回答状況及び回答内容の一括管理機能等を設けることを検討中

家計調査の電子化に向けた検討（続き）

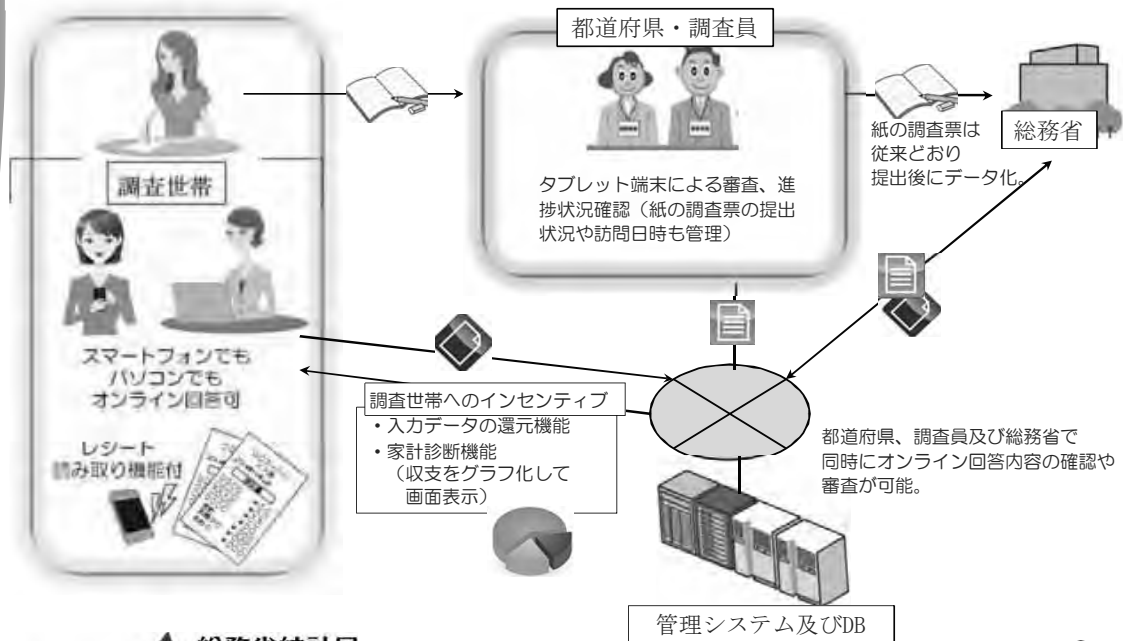
□ 民間の家計簿サービスの検討

調査研究に先立ち、民間企業が提供している既存の家計簿サービスを参考に、以下のような入力支援機能及びインセンティブ機能について検討

項番	機能名	機能概要
①	レシート読み取り機能	支出した際に受領したレシートをスマートフォンで撮影し、その画像をOCRで読み取り、商品名及び金額に関する情報を自動的に電子家計簿に反映させる機能
2	バーコード読み取り機能	購入した商品のバーコードを読み取り、商品名に関する情報（重量含む?）を自動的に電子家計簿に反映させる機能
3	ID-POS機能	電子マネーで購入した際のPOSデータを電子家計簿に反映させる機能
4	アカウント・アプリケーション	銀行口座の振込、引き落とし等の決済情報を自動的に電子家計簿に反映させる機能
5	音声入力機能	タブレット端末のマイクを用いて音声で入力する機能
6	手書き入力機能	液晶画面のボード上で入力したい文字をなぞり、キーボードを使わずに入力する機能
⑦	入力候補表示機能	単語途中まで入力した際に、過去の入力内容を基に入力候補を画面表示して選択可能にする機能
8	重量計との接続	パソコンやタブレット端末と重量計を接続し、計測した重量を自動的に家計簿に反映させる機能
⑨	定期項目設定機能	定期的支出の額及び発生日を事前登録し、自動的に家計簿に反映させる機能
⑩	家計診断機能	各世帯が入力した6か月間の家計簿情報を基に以下のような情報を画面に表示させる機能 ・ 当該世帯の支出総額の推移 ・ 分類項目別支出比率 等
⑪	データ還元機能	各世帯が入力した6か月間の家計簿情報を電磁的記録でエクスポートし、調査期間終了後も、当該世帯が民間の家計簿サイト等を用いて引き続き家計簿を記入できるようにする機能

「○」は、現在、採用を検討している機能

オンライン調査システムの構想（イメージ）



家計調査の電子化に向けた検討（続き）

□ 電子化に向けた課題

- オンライン化に伴う家計簿への記入精度の担保（レシート読み取り時の必要な情報の補記を含む。）
- オンラインと紙の調査票が混在することへの対応（公表まで短期間で、オンライン分と紙の分を漏れなく並行して処理する必要がある。）

数量（重量）の記入

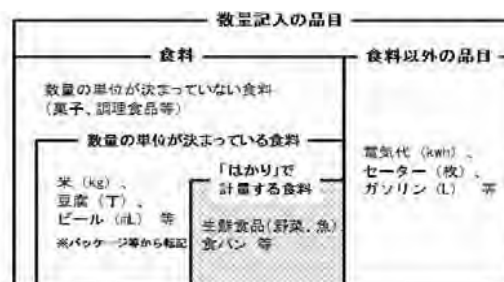
□ 数量（重量）の結果の主な利用例

一般的に、家計調査は、マクロ経済にも利用されている統計であると同時に、世帯の家計の中身を把握する社会統計としての側面もあり、以下のような利用者の要望にも応える必要がある。

- 消費者物価指数（CPI）における生鮮食品の月別ウエイトの算定
- 行政の分野において、農産物の需要見通しの推計やEPA等の国際交渉における関税削減等による国内農業への影響の分析
- 生活の質の実態を明らかにするために、価格と需要・供給の分析や購入した商品の平均単価の算出
- 民間企業における商品開発の着想を得るためのニーズの変化の把握

□ 数量（重量）記入の考え方

- 数量記入は二人以上の世帯のみ。
- 食料のうち、数量の単位が決まっている品目があり、生鮮食品等、パッケージから重量が分からない品目については「はかり」を用いて計量。



数量（重量）の記入（続き）

□ 数量（重量）の記入期間

- 平成14年に、食料の数量記入の期間を従来の6か月間から最初の1か月のみに短縮
- 調査世帯に渡す計量用の「はかり」をデジタルはかりに変更



□ 数量（重量）記入に関する対応

数量（重量）結果に対する需要も勘案すると、直ちに廃止することは困難であるが、今後とも記入者負担の軽減策を広く検討する中で、対応策を考えてまいりたい。

2 今後の検討課題

(2) 個人消費の把握の充実に向けた取組

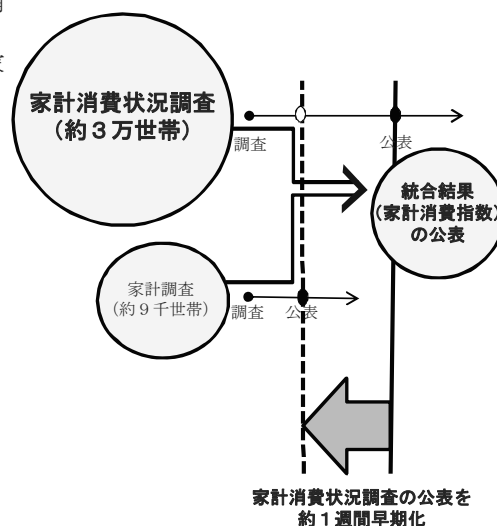
家計消費状況調査のさらなる活用

- 家計消費状況調査による補完
 - 家計調査において安定的な把握が困難な購入頻度が低い高額品など64品目については、家計消費状況調査で補完する仕組み
 - 両調査の結果を合成した「家計消費指数」を家計消費状況調査と同時に公表

- 課題
家計消費状況調査の速報結果の公表が家計調査の結果から約1週間の遅れ

- 検討内容
家計消費状況調査の公表の早期化に向けて、作業の効率化や結果精度への影響の観点から、以下の内容を検討
 - 平成27年1月からのオンライン調査の導入
 - 登録モニターの活用可能性

公表早期化のイメージ



23

標本設計の現状と変更の可能性

- 家計調査における現行の抽出方法
 - 1調査単位区から二人以上の世帯を6世帯抽出。また、1人の調査員が担当する2調査単位区から単身世帯を1世帯抽出。
 - このため、現在、二人以上の世帯と単身世帯の比率は、おおむね12対1で固定。
- 抽出における単身世帯及び二人以上世帯の統合に対する考え方
 - 調査単位区からの世帯の抽出を単身世帯及び二人以上の世帯の比率に応じた方法に変更すれば、近年の単身世帯の増加を標本に反映させることが可能となり理想的。
 - 一方で、実際には、特に若年層が日中不在であることが多い単身世帯については、データの収集が難しく、実査上は大きな負担増となり現実的には困難。
 - 現状でも、単身世帯結果の推計時には、労働力調査の世帯分布結果を基に、男女別、年齢階級別（3区分）に補正を実施。

24

標本設計の現状と変更の可能性（続き）

□ 家計調査における現行の標本設計

- 全国における毎月の収支の適切な把握のために必要な標本規模を設定し、地方別、都市階級別等により層化し、市町村を抽出。
- 標本配分の際には、県庁所在市等（県庁所在市以外の政令市を含む。以下同じ。）の結果についても一定の精度を担保できるよう、各県庁所在市等に一定数（最低96）の世帯を配分。

□ 標本設計の変更に対する考え方

- 現在、家計調査は、県庁所在市等の結果を公表。この結果は、県庁所在市等の消費者物価指数の算出や調査を最前線で行う各都道府県に対する結果の還元という観点から、一定の精度の確保が必要。
- このため、全国平均結果のみの推計という面では、調査市町村別の調査世帯数の配分が必ずしも効率的にはなっていない。配分の効率化の観点からは、一部の小規模な県庁所在市等の標本規模を小さくし、大規模な県庁所在市等の標本規模を大きくする措置等も考えられる。
- 一方で、こうした県庁所在市等の標本規模の変更を行う場合、家計調査の標本設計が小売物価統計調査とも連動していることから、消費者物価指数に対しても多大な影響。また、大規模な県庁所在市等において必要な調査員数が増加し、熟練した調査員の安定的な確保が難しくなることから、結果精度への影響のおそれ。大規模な県庁所在市等を持つ都道府県の業務負担増にも配慮する必要。
- 標本設計については、今後とも、有識者研究会等も活用しつつ、引き続き研究してまいりたい。

ネットショッピングの拡大への対応

- 平成27年1月から、家計消費状況調査において、ネットショッピングによる消費を商品・サービス別に把握するなど充実を図る予定（結果は3月から公表）。
- これは、「ネットショッピングによる消費」は、近年、右肩上がり増加しており、今後の我が国の経済を考える上で極めて重要であるにもかかわらず、現状では、ネットショッピングによる消費については、販売者側からの断片的な情報のみにとどまることに伴う対応。
- 今回の商品・サービス別の調査の開始により、従前は回答者の意識に入りにくかった商品・サービスの消費も含め、世帯におけるネットショッピングによる消費の姿をより確実に把握。
（具体例）
 - ・ ホテルや航空券などのネット予約（ネット決済と現地決済の双方）
 - ・ 電子書籍や音楽などのデジタルコンテンツのダウンロード
 - ・ お中元やお歳暮などの贈答品（自家用ではないため意識に入りにくい）

ネットショッピングの拡大への対応（続き）

平成27年1月からの家計消費状況調査で調査予定の商品・サービス（22区分）

贈答品（お中元・お歳暮、他の世帯へのお祝い品など）		化粧品	
食料	食料品	自動車等関係用品（自動車、オートバイ、自転車などの本体や 部品を含む）	
	飲料（酒類を含む）	書籍（雑誌などの印刷物を含む）	
	出前（弁当、宅配のピザなど）	音楽・映像ソフト（CD、DVDなど）、パソコン用ソフト、ゲームソフト	
家電（周辺機器や部品、消耗品を含む）		デジタルコンテンツ	電子書籍（新聞・雑誌などを含む）
家具（一般家具、室内装備・装飾品、寝具類など）			ダウンロード版の音楽・映像、アプリなど
衣類・履物	紳士用衣類	保険（生命保険、医療保険、自動車保険、火災保険など）	
	婦人用衣類	宿泊料（ホテル、旅館など）、運賃（鉄道、航空 運賃など）、パック旅行費	インターネット上での決済 上記以外の決済（インターネットでは予約のみ）
	履物・その他の衣類（子供用衣類、帽子、ネクタイ、靴下など）		
保健・医療	医薬品（医薬部外品を含む）	チケット（映画、演劇、コンサート、スポーツ観戦など）	
	健康食品（サプリメントなど）	上記に当てはまらない商品・サービス（アクセサリ、家事雑貨、消耗品など）	

2 今後の検討課題

(3) 情報提供・利活用向上について

家計調査結果の利用に資する情報の提供

□ 家計調査結果の利用に資する情報の提供

- 家計調査では、報告書（家計調査年報）を毎年刊行し、調査の概要、調査票様式、標本誤差など必要な情報を提供
- その他、総務省統計局ウェブサイトにおいても、以下のような、利用者が結果を正しく理解するために有用な情報の提供にも注力

項目	概要
用語の解説	収支項目や各種比率の算出方法などを掲載
データを探す前に	家計調査のデータを探す際に必要な基本的な事項を掲載
結果を見る際のポイント	調査結果を見る際の注意点を掲載
結果の解説	四半期及び年平均結果を、その時々々の話題などを交えながら解説
利用上の注意	表章記号など統計表を利用する際の注意点を掲載

家計調査結果の利用に資する情報の提供（続き）

□ 家計調査の結果を見る際のポイント一覧

- No. 1 家計簿への記帳と月末の曜日
- No. 2 家賃と持家率
- No. 3 光熱・水道費の利用と支払
- No. 4 住居等を除く消費支出
 - （参考）住居等を除く消費支出の対前年同月実質増減率（平成13年1月～19年10月）
- No. 5 猛暑と記録的な残暑の影響
- No. 6 低下傾向にある12月の消費支出
- No. 7 新しい消費水準指数（世帯人員及び世帯主の年齢分布調整済）の公表について
- No. 8 うるう年における2月分の消費支出
- No. 9 うるう年の2月及び3月における前月との比較
 - （参考）主要項目の季節調整値（うるう年調整済・試算値）（平成12年1月～20年3月）
- No. 10 無職世帯に関する結果表の公表について
- No. 11 月末の曜日などの変動の要因を含めた季節調整値
- No. 12 季節調整法の変更について
 - （参考1）休日変数値（平成12年1月～21年12月）
 - （参考2）月末の曜日変数値（平成12年1月～21年12月）
- No. 13 家計調査結果からみる物価上昇時の消費行動
- No. 14 家計調査速報を補完した家計消費指数について

家計調査結果の利用に資する情報の提供 (続き)

□ 家計調査結果の分析情報の提供 (総務省統計局ウェブサイトへの掲載など)

項目	概要	家計調査関連の提供実績
統計トピックス	その時々話題や統計調査の代表的な結果などを図表で掲載	○「統計からみた我が国の高齢者(65歳以上) -敬老の日にちなんで-」など
家計ミニトピックス	家計調査の結果を元に季節の話題や身近な品目に関する話題などを図表で掲載	平成18年5月から平成26年11月まで計81回掲載。 ○「土用の丑の日と『うなぎのかば焼き』」 ○「コーヒー飲料への支出」 など
県庁所在市ランキング	都道府県庁所在市及び政令指定都市の3か年平均の品目別ランキングを掲載	毎年公表。直近では、平成23年(2011年)から平成25年(2013年)までのランキングを平成26年3月14日に公表。
統計Today	統計の見方・使い方に関する有用な情報など統計に関する話題を掲載	○No.66「家計簿からみた365日～日別集計結果から」(平成25年8月7日) ○No.86「家計収支の動向を的確に把握するために～家計調査の結果を関連統計と比較する際のポイント～」(平成26年10月28日) など
学会発表	統計関連の各種学会において統計局職員が発表	《2014年度統計関連学会連合大会》 ○「家計調査からみた消費税率引上げ前後の消費行動について」 ○「ネットショッピングの実態把握に向けた家計消費状況調査の見直しについて」

家計調査結果の利用に資する情報の提供 (続き)

□ 統計トピックスの内容一覧

- 統計からみた我が国の高齢者(65歳以上) -敬老の日にちなんで-
- 地域別等でみた有料道路料への支出金額-高速道路料金の引下げにちなんで-
- スポーツ行動・時間及びスポーツ関係費の状況
 - 「北京オリンピック」にちなんで-
 - (「社会生活基本調査」及び「家計調査」の結果から)
- -世界禁煙デーにちなんで-近年のたばこの消費動向
- うなぎの夏の代表的な食べ物-「土用の丑の日」にちなんで-

家計調査結果の利用に資する情報の提供（続き）

□ 情報通信技術を活用した高度な情報提供

■ e-Statによる家計調査結果の提供

家計調査の結果のうち主要な統計表については、データベース機能により、時系列表など利用者が指定した表形式（表頭、表側、欄外の配置）で統計表を作成し、ダウンロード、グラフ作成などを行うことが可能

■ API機能による家計調査結果の提供

統計におけるオープンデータの高度化の一環として、e-Stat上のAPI機能においてデータを提供することにより、家計調査の結果をインターネット上のシステム連携による自動的な収集、加工が可能

■ 「アプリDe統計」による家計調査結果の提供

上記API機能を用いて総務省統計局が開発したスマートフォンアプリ「アプリDe統計」の以下の機能において家計調査のデータを提供

- ・ City Stat： 市区町村の統計データを、スマートフォン・タブレット端末のGPS機能と連動させ表示する機能
- ・ ポケット統計： 基本的な統計データを手軽に表示する機能
- ・ とうけいどけい： 様々な日にちなんだ統計情報や統計にまつわるクイズなど

(別添)

ホーム > インフォメーション > 広報資料 > 統計Today 一覧 > 統計Today No.86

統計Today No.86

家計収支の動向を的確に把握するために
 ～家計調査の結果を関連統計と比較する際のポイント～

総務省統計局統計調査部消費統計課調査官 佐藤 朋彦
 (共同執筆者)
 同課審査発表係 廣田 恵美

概要

2014(平成26)年4月に消費税率が引き上げられて以降、消費とそれを支える所得の動きを示す統計が注目されており、特に家計調査の結果が取り上げられることが多い。この家計調査の結果を商業動態統計調査の「小売業販売額」及び毎月勤労統計調査の「現金給与総額」と比較する際には、以下の点に注意を払う必要がある。

1. 「小売業販売額」と比べてみる際は、家計調査の消費支出のうち「財」への支出との比較が最も適切
2. 「現金給与総額」と家計調査の「実収入」は概念や集計単位が異なり、単純に比較はできない
3. 家計調査の「世帯主の勤め先収入」等を見る際には高齢化の影響を把握すること

はじめに

2014(平成26)年4月に、消費税率5%から8%へ引き上げられました。これに伴い、家計調査の結果でも引上げ前の3月には駆け込み購入、引上げ後の4月以降はその反動による買い控えが見られるなど、家計消費の動きに大きな変動が表れています。

しかし、4月以降の家計消費の動きに対して、家計調査の結果は他の販売側の統計に比べて弱く、また、その要因として家計調査の勤労者世帯の実収入が毎月勤労統計調査の結果に比べて低く、下方バイアスがある可能性が指摘されています。

そこで、家計調査の結果を指摘されている関連統計と比較する際のポイントについて、整理してみることしましょう。

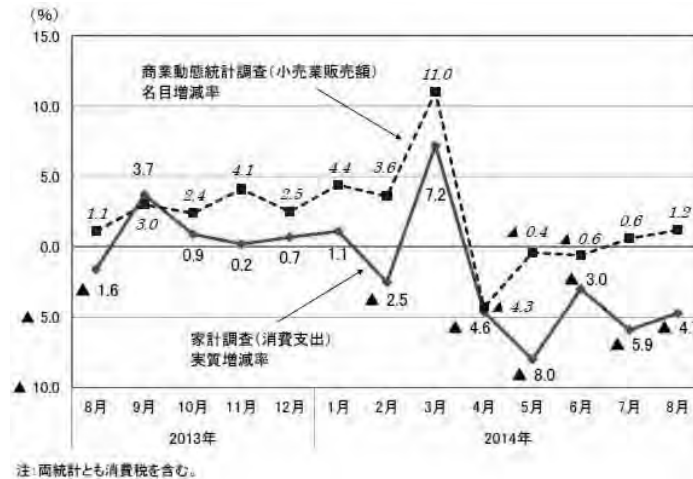
販売側統計との比較のポイント

(1) 実質と名目の違い ～小売業販売額の前年同月比は名目値～

家計調査の二人以上の世帯における消費支出(以下「家計の消費支出」という。)の前年同月比については、名目と実質の2つの増減率を公表しています。このうち、報道などでは物価変動を除いた実質増減率が通常、使われています。一方、商業動態統計調査(経済産業省所管)の小売業販売額(以下「小売販売額」という。)の前年同月比は、名目値のみが公表されており、この両統計の結果を単純に比較すると、4月以降、その差が大きくなっていきます。これは、消費税率の引上げ分を含む消費者物価※1の上昇幅が3月は2.0%でしたが、4月は4.1%に拡大したことによるものです。(図1-1)

※1 持家の帰属家賃を除く総合

図1-1 家計調査結果と商業動態統計調査結果の比較(その1)
 (対前年同月増減率)



(2) 調査対象の違い ~小売販売額は家計調査の「財」へ支出と比較するのが適切~

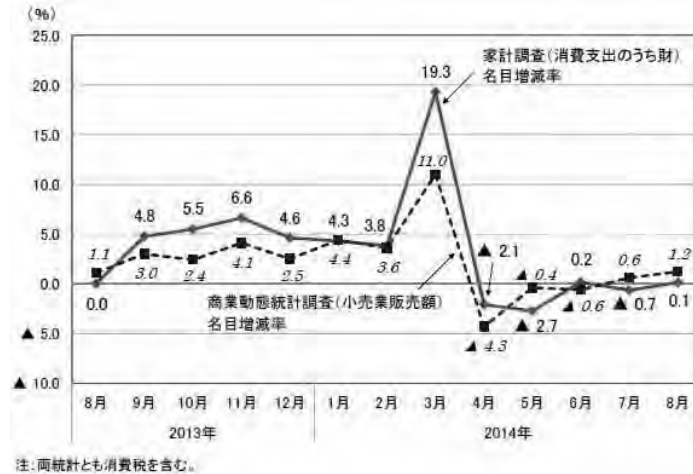
家計の消費支出には、贈与金や仕送り金といった移転支出が含まれています。これらの中には高額な支出が含まれることがあり、1世帯当たり1か月の平均支出金額を大きく動かす場合があります。また、これらの移転支出を除いた消費支出には、耐久財や非耐久財(消耗品)などの「財」への支出だけでなく、「サービス」への支出が含まれています。

一方、小売販売額※2には、家計の消費支出に含まれている住居(家賃など)、教養娯楽、教育、保健医療といったサービス関係の費目はほとんど含まれていません。

そこで、家計の消費支出のうち「財」への支出(名目)と小売販売額の動きを比較してみると、両統計の動きがかなり近づいており、世帯の「財」への支出は、直近の8月は1年前に比べて名目0.1%増とプラスになっています。(図1-2)

※2 2013年の小売販売額は138兆8970億円。なお、国民経済計算における2013暦年の「持ち家の帰属家賃を除く家計最終消費支出」は、238兆9477億円(2014年4-6月期2次速報値)

図1-2 家計調査結果と商業動態統計調査結果の比較(その2)
(対前年同月増減率)



(3) 内訳構成の比較 ~小売販売額には事業向け販売も含まれる~

さらに、同様の「財」であっても、両統計の内訳構成には違いがあります。例えば、小売販売額のうち「燃料小売業」の販売額割合は約10%です。一方、世帯の消費支出のうち「燃料小売業」が販売している品目に該当する「ガソリン」、「プロパンガス」、灯油などの「他の光熱」の合計金額の割合は約7%で、両統計の内訳構成比に違いがあります。(表1)

これは、例えば「燃料小売業」であるガソリンスタンドでは、世帯の自家用車だけでなく、事業所のトラックなどに対してもガソリンや軽油を販売していることによるものと考えられます。

表1 小売販売額と消費支出金額(財)の内訳構成の比較<2013年>

	商業動態統計調査		家計調査(二人以上の世帯)	
	小売業販売額 単位:10億円	構成比 (%)	年間消費 支出金額(財) 単位:円	構成比 (%)
計	138,897	100.0	1,804,039	100.0
うち燃料小売業	14,014	10.1	122,812	6.8

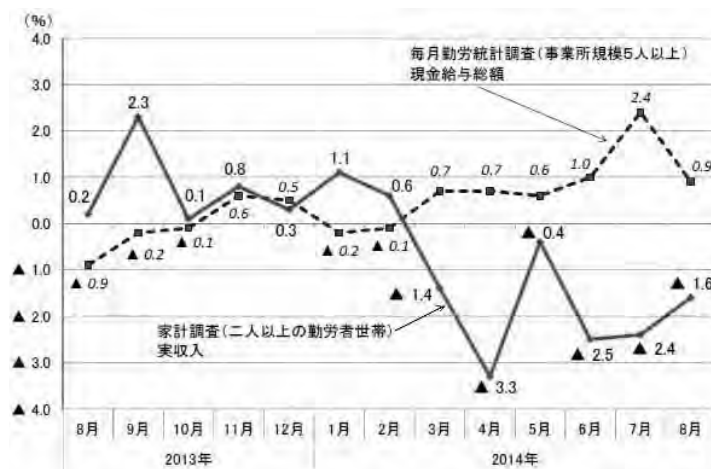
「ガソリン」、「プロパンガス」、灯油などの「他の光熱」の合計

賃金統計との比較のポイント

(1) 集計単位の違い ~家計調査は1世帯当たり、毎月勤労統計調査は労働者1人当たり~

家計調査の二人以上の勤労者世帯における「実収入」と毎月勤労統計調査(厚生労働省所管)の事業所規模5人以上における「現金給与総額」の名目増減率を単純に比較すると、今年の3月以降、両統計の動きが異なっています。(図2-1)

図2-1 家計調査結果と毎月勤労統計調査結果の比較(その1)
(対前年同月名目増減率)



しかし、両統計における概念や集計単位は異なっています。

家計調査では、世帯の収入に関する事項について、二人以上の勤労者世帯及び無職世帯を対象に「実収入」を調査し、毎月公表しています。この実収入は、世帯主の配偶者や子供を含む全ての世帯員収入を合算した1世帯当たりの平均収入を表すものであり、勤め先収入のほか、事業・内職収入、公的年金給付等も含まれる広い概念の指標です。

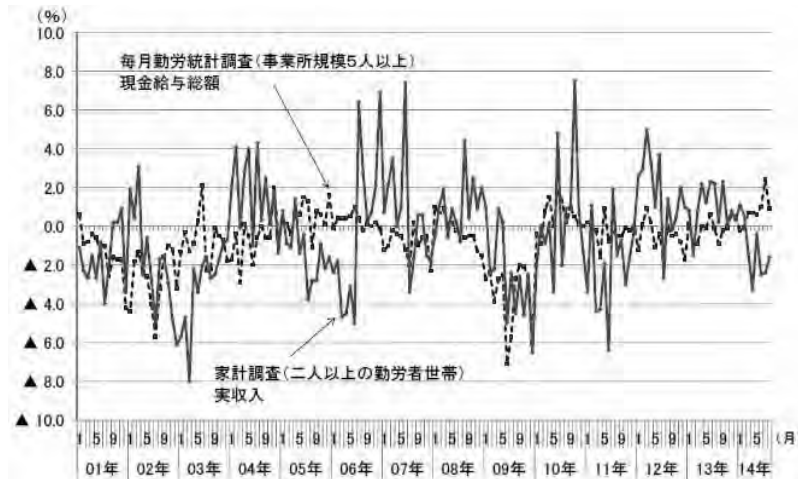
一方、毎月勤労統計調査は、常用労働者※3を5人以上雇用する事業所の賃金、労働時間及び雇用の変動を把握することを目的としています。この調査では、各事業所の賃金の総支払額及び労働者数を調べ、その結果から労働者1人当たりの平均賃金を集計し、毎月公表しています。

このように家計調査の「1世帯当たりの実収入」と毎月勤労統計調査の「労働者1人当たりの賃金」では概念が異なっています。したがって、両統計の長期時系列結果を比較して見ると、今回だけでなく、過去においても動きが異なっており、単純に比較することは適切でないことが分かります。(図2-2)

なお、家計調査では実際に記帳されてくる家計簿を基に集計していますので、例えば、月末支給の世帯主の給料などが曜日等の関係で翌月初めに家計簿に記載される場合があると月次の動きが大きくなります。

※3 常用労働者の定義は、(1)期間を定めずに、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者、(2)日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち調査期間の前2か月にそれぞれ18日以上雇い入れられた者のいずれかに該当する者。これにより、短期のアルバイトの場合などは常用労働者には含まれない。

図2-2 家計調査結果と毎月勤労統計調査結果の比較(その2)
(対前年同月名目増減率)



二人以上の勤労者世帯の実収入の内訳を見ると、その約8割は「世帯主の勤め先収入」（給料）となっています。「世帯主の勤め先収入」には「定期収入」のほか、「臨時収入」と「賞与」が含まれていますが、このうち「定期収入」をそれに対応する毎月勤労統計調査の「きまって支給する給与」と比較してみると、2014年3月以降、前年同月に比べて低くなる傾向は見られますが、5月、6月は前年同月比がプラスとなっています。（図2-3）

図2-3 家計調査結果と毎月勤労統計調査結果の比較(その3)
(対前年同月名目増減率)



(2) 調査対象のカバレッジの違い ～勤労者世帯の世帯主は雇用者全体の4割弱～

二人以上の世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)のうち雇用されている者※4の割合は、労働力調査の2013年平均では1930万人と、役員を除く雇用者全体(5210万人)の37%となっています。

一方、毎月勤労統計調査も全ての雇用者が対象ではなく、常時5人以上を雇用する事業所の役員を含む常用労働者※5が調査対象であり、2013年平均では4613万人※6と、役員を含む雇用者全体(5553万人※7)の83.1%です。(参考1)

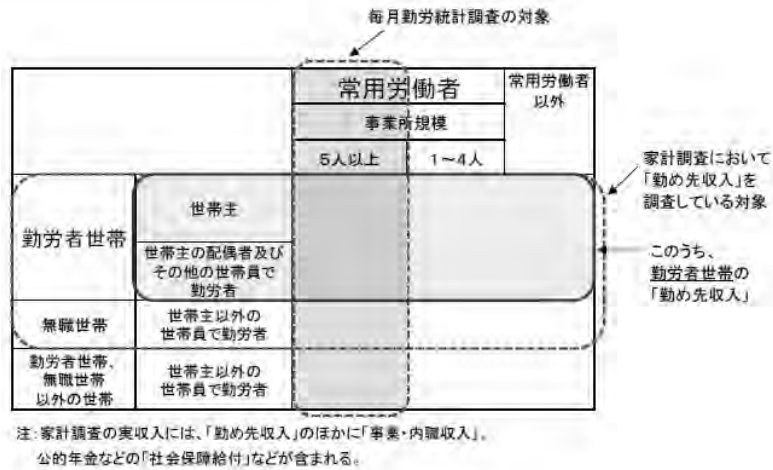
※4 家計調査における勤労者(雇用者)には、企業や法人の役員を含まない。企業や法人の役員は、勤労者以外のうち法人経営者に分類されている。

※5 事業主又は法人の代表者は除かれるが、これらの者以外の役員は含まれている。

※6 事業所側から労働者数を調べた場合、同一の者が複数の事業所で働いていると、それぞれで調査、カウントされる場合があるので、世帯側から調査した結果と単純に比較する際は注意を要する。

※7 労働力調査による2013年平均の雇用者数(役員を含む)

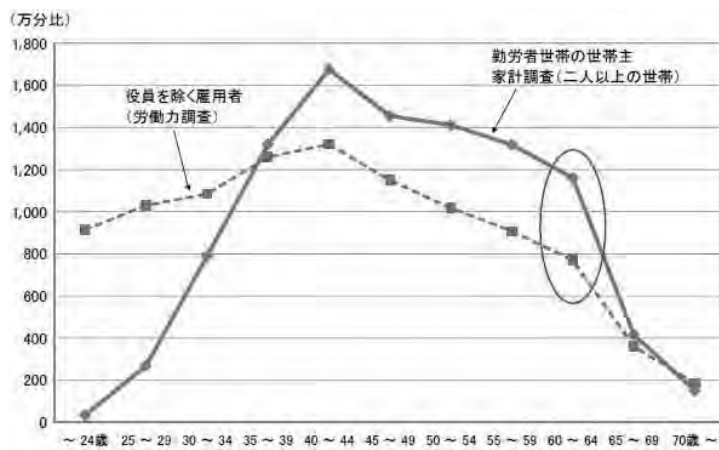
参考1 家計調査と毎月勤労統計調査のカバレッジの違い



(3) 年齢階級分布の違い ～高齢化する勤労者世帯の世帯主～

勤労者世帯における世帯主の年齢階級別分布を雇用者全体と比較してみると、勤労者世帯における世帯主は、晩婚化などの影響もあり若年層の分布が低く、中高年齢層の分布が高くなっています。(図2-4)

図2-4 勤労者世帯の世帯主と雇用者全体の年齢階級別分布の比較(1万分比)



高齢者雇用は、2006(平成18)年4月の改正高齢者雇用安定法で、事業主に(1)定年の引上げ、(2)継続雇用制度の導入、(3)定年の定め廃止のうち、いずれかの措置(高齢者雇用確保措置)を講ずる義務を課している※8ため、勤労者世帯全体に占める世帯主が60歳以上の世帯割合は、2006年以降上昇する傾向にあり、家計調査の世帯主についても直近の2014年1月~8月期の平均では17.5%となっています。特に60歳代は、2000年は10.6%でしたが、2013年は15.8%と5.2ポイント上昇しています。(図2-5、図2-6)

※8 高齢者雇用確保措置の義務年齢は、公的年金(定額部分)の支給開始年齢のスケジュールに合わせて引き上げられている。

図2-5 世帯主が60歳以上の世帯割合 (二人以上の勤労者世帯)

